

小千谷市の環境

～豊かな環境を未来に～

平成29年度の現状



小千谷イメージキャラクター『よし太くん』

新潟県小千谷市

小千谷市民のねがい

美しい山河にめぐまれ、深い雪におおわれるこの風土に
生きた先人は、やさしく忍耐強い気風と、おおらかな雪国
の文化と、独創的な産業を育ててきました。

これをうけつぐわたくしたち市民は、次の目標をかかげ、
さらに光ある明日をめざして進みます。

みんなで「わがまち小千谷」を育てましょう。

雪にくじけぬ、たくましいまちに。

いたわりと真心のあふれるまちに。

健康で、文化の香り豊かなまちに。

はたらく喜びにみちた産業のまちに。

(昭和55年3月1日制定)

目 次

第1章 小千谷市の概要

第1節 市の位置・面積	1
第2節 気象	1
第3節 産業構造	1
第4節 都市計画用途地域別面積	2
第5節 人口・世帯数	2

第2章 小千谷市の環境施策

第1節 小千谷市環境基本条例	3
第2節 第二次小千谷市環境基本計画	3

第3章 環境の現状と環境基本計画に基づく取組の実施状況

第1節 豊かな自然を守り、育てていく	
1 森林の保全	4
2 農地の保全・活用	6
3 水辺環境の保全	9
4 水資源の保全	10
5 生態系の保全	11
6 自然とのふれあいの推進	12
第2節 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく	
1 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進	13
2 公害のないまちづくりの推進	17
3 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進	26
第3節 地球環境を意識し、行動していく	
1 地球環境問題への対応	32
2 省エネルギーの促進と新エネルギー導入の推進	33
第4節 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく	
1 環境情報の共有	36
2 環境教育・環境学習の推進	36
3 地域における環境活動とパートナーシップの推進	37

資料編

1 取組指標について	39
2 各種データ	42
(1) 市内主要7河川水質検査結果	42
(2) 高速道路騒音測定結果	43
(3) 環境騒音測定結果	44
(4) 電波障害届出件数	45
(5) 公害苦情処理件数	45
(6) 不法投棄物撤去状況	45
(7) し尿・浄化槽汚泥処理状況	45
(8) ごみの排出量とリサイクル量の推移	46
(9) 資源物集団回収量	47
(10) 古紙回収量	47
3 環境基準	48

第1章 小千谷市の概要

第1節 市の位置・面積

面積	155.19km ²	広ぼう	東西	17.21km	周囲	86.1km	標高	最高	581m
			南北	20.01km				最低	27m
位置	極東	東経138度54分 (大字塩谷)			極南	北緯37度12分 (大字岩沢)			
	極西	東経138度44分 (真人町)			極北	北緯37度23分 (片貝町)			

資料：小千谷市統計書

第2節 気象

当市の最近10年間における平均気温は 12.6度、平均年間降水量は 2,273.8mm、平均総降雪量は 680.1cmとなっています。当市は特別豪雪地帯に指定されています。

■気象状況

年	気温℃			降水量 mm	
	平均	最高	最低	総数	日最大量
H20	12.9	35.1	-5.6	1,889.0	57.5
H21	12.7	33.2	-7.9	2,023.5	56.5
H22	12.8	36.4	-6.8	2,515.0	68.5
H23	12.2	36.1	-7.3	2,791.5	134.0
H24	12.1	35.8	-9.1	2,230.5	66.0
H25	12.3	36.9	-7.8	2,295.5	88.5
H26	12.2	37.0	-9.5	※1736.0	69.0
H27	12.7	37.8	-7.0	2,012.0	59.0
H28	13.4	35.0	-7.0	1,888.0	45.0
H29	12.3	35.8	-4.7	2,819.0	156.0

※平成26年の降水量総数は、12月分が欠測となっています。

■降雪状況

年次	総降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
20～21	237	154
21～22	626	305
22～23	815	424
23～24	1237	395
24～25	948	415
25～26	623	270
26～27	667	356
27～28	422	206
28～29	402	238
29～30	824	339

資料：消防年報

第3節 産業構造

古くから物づくりが盛んな本市は、織物を中心に発展してきましたが、現在は、鉄工電子関連企業が地域経済を支えています。また、良質米の産地でもあり、米菓や清酒など食品加工製品も数多く製造されています。

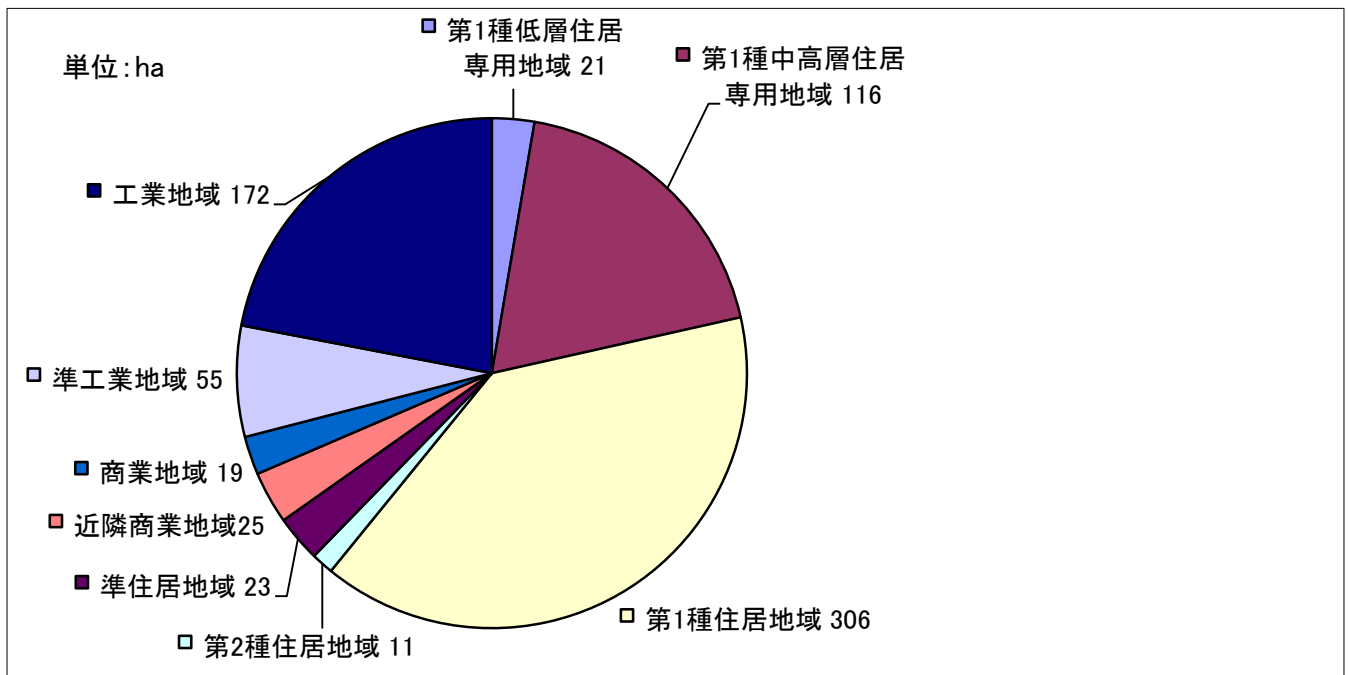
■産業別従事者数

(単位：人、%)

実施年		H7	H12	H17	H22	H27
第1次産業	従事者数	2,454	1,867	1,872	1,541	1,368
	構成比	10.4	8.4	8.8	7.9	7.3
第2次産業	従事者数	10,717	9,864	8,972	7,543	7,154
	構成比	45.6	44.5	42	38.7	38.1
第3次産業	従事者数	10,342	10,430	10,408	10,358	10,159
	構成比	44.0	47.1	49.0	53.1	54.1
その他	従事者数	1	11	38	32	91
	構成比	0.0	0.0	0.2	0.3	0.5
計	従事者数	23,514	22,172	21,290	19,474	18,772
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査

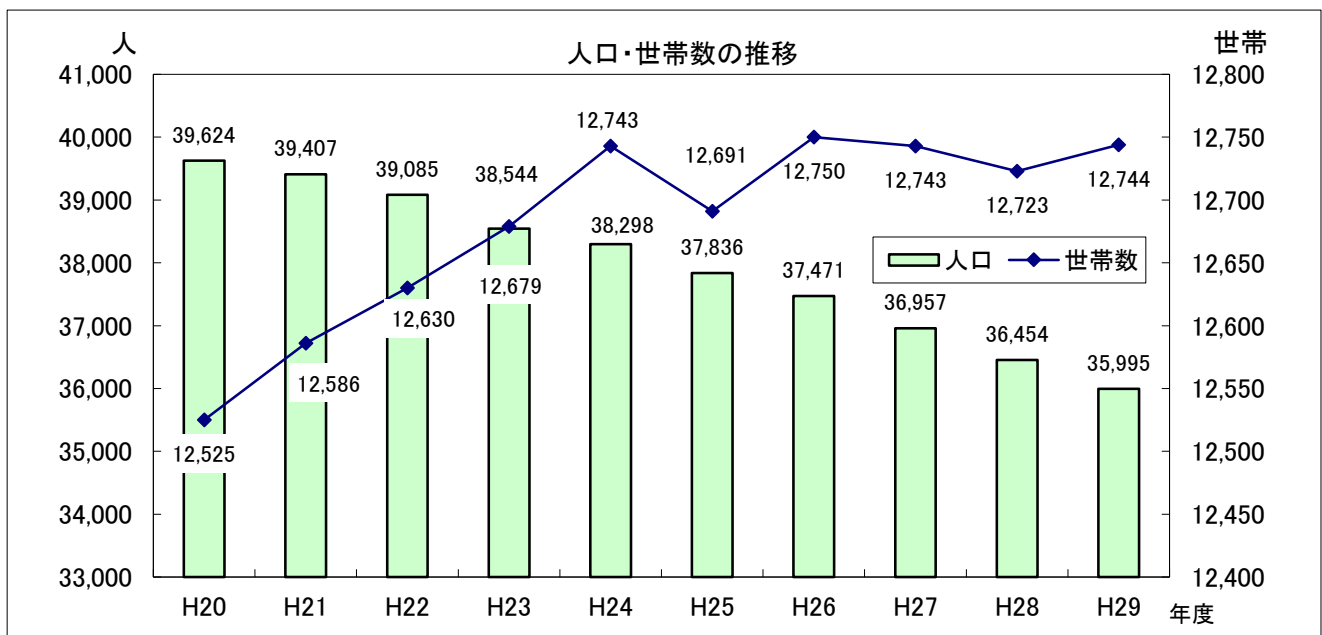
第4節 都市計画用途地域別面積



資料：小千谷市統計書

第5節 人口・世帯数

当市は企業誘致などにより定住人口の増加を図っていますが、昭和55年をピークに人口は減少しています。世帯数は、核家族化の進行等により増加していましたが、近年は横ばい傾向にあります。



資料：住民基本台帳(3月31日現在の数値)

第2章 小千谷市の環境施策

第1節 小千谷市環境基本条例

今日の環境問題は、かつての地域的な公害問題から、大量生産、大量消費、大量廃棄による都市・生活型公害といった日常の経済社会活動や市民生活に起因する新たな環境問題へと大きく様相を変えています。問題は一部の地域にとどまるのではなく、地球温暖化をはじめとする地球規模の空間的広がり、将来世代にまでわたる時間的な広がりを持つことが大きな特徴となっており、これらの問題の解決には、これまでのライフスタイルを見直すことが求められています。

また、わたしたちが受けている地球からの恩恵（自然、空気、水、資源、エネルギーなど）は、わたしたちの子孫にそれを引き継ぐ義務があります。

国においては、これらの課題に向けて平成5年11月に「環境基本法」を制定し、各主体が公平な役割分担の下で環境の保全に努めることを責務としました。当市においても環境基本法の理念及び地方公共団体の責務を踏まえ、平成15年3月に「小千谷市環境基本条例」を制定しました。

その基本理念として、恵み豊かな環境の維持及び向上に向け、「自然と人間との共生」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市の実現」、「地球環境保全の推進」を掲げ、市民・事業者・市が役割分担の下で積極的に取り組むこととしています。

第2節 第二次小千谷市環境基本計画

小千谷市環境基本条例の理念実現に向けて、市民・事業者・市が協働して推進するため、平成18年3月に「小千谷市環境基本計画」を策定しました。計画策定に当たっては、小千谷市の望ましい環境像やそれに向けた取組などを市民参加により検討し、計画の推進に向けては、必要な組織として以下に示す体制を位置づけ、PDCAサイクルを導入して市民・事業者・市が協働して取り組むこととしました。

また、平成28年3月にはその内容を基本として、その後の環境情勢の変化などを反映させ、市民・事業者参画の下に、環境政策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第二次小千谷市環境基本計画」を策定しました。本計画は、小千谷市総合計画を環境面から推進する部門別計画として位置づけられるものであり、市が策定する部門別の個別計画や実施する施策のうち環境に影響を及ぼすと認められるものについては、本計画と整合を図るものです。

第3章 環境の現状と環境基本計画に基づく取組の実施状況

第1節 豊かな自然を守り、育てていく

1 森林の保全

(1) 現状と課題

市内の森林は、ブナ、マツ、コナラを中心とした雑木林、スギの人口林などにより形成されています。これらの森林は身近な生物の生息・生育の場であり、船岡山・山本山は鳥獣保護区に設定されています。

また、山本山周辺と朝日山、金倉山周辺は「長岡東山山本山県立自然公園」に指定されています。

森林には木材の生産機能以外にも、災害の防止、水源のかん養、動植物の生息地、景観形成など多様な公益的機能があります。その重要性を認識し、機能を保持していくための取組が必要となっています。

人工林においては、木材価格の低迷や所有者の高齢化などから管理が適正に行われず、森林の保全に問題が生じています。

(2) 施策

(ア) 森林の荒廃を防ぐため、森林組合と連携し適切な維持管理を指導します。(農林課)

■森林組合による除間伐等の実施状況

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
面 積 ha	8.62	4.34	1.22	0	0	9.36	8.30	13.15

資料：農林課

■植林の実施状況

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
面 積 ha	0	0	0	0	1.45	0	0	0
本 数	0	0	561	700	9,162	0	0	150

資料：農林課

■林道の整備

森林の適正な整備の推進を図るため、林道10路線、総延長33,820mを管理し、改良や舗装などの整備を行っています。

年度	舗装工事	維持修繕工事	災害復旧工事
H23	2件 L=523m	5件	45件
H24	0件	7件	9件
H25	0件	7件	9件
H26	1件 L=30m	6件	8件
H27	1件 L=32.7m	3件	4件
H28	1件 L=34m	4件	2件
H29	0件	6件	27件

路線名	延長(m)	路線名	延長(m)
川井	4,754	山田	1,910
菫生木津	3,857	池ノ平	981
岩沢	6,053	真人北	2,920
金倉	4,212	市ノ沢	2,390
郡殿	3,398		
内ヶ巻	3,345		
		合計	33,820

資料：農林課

(イ) 付加価値のある特用林産物の生産を支援します。(農林課)

■えのきたけの栽培が行なわれています。生産量は年によって変動はありますが、ほぼ横ばい傾向にあります。

・平成29年度 特用林産物生産量 271 t

(ウ) 市有施設などには地元産木材の活用に努めます。(建設課、農林課)

■地域材の製品量が確保されていないことから、市有施設への利用が進んでいない状況です。

(エ) 無秩序な開発などによる森林消失を防止します。(農林課)

■森林法等による許可・指導等の実施

森林の伐採や林地開発などについて審査・指導を行うとともに残地森林協定を結ぶなど、森林の消失防止に取り組んでいます。また、森林所有者届出制度により、無秩序な開発等の抑制がなされています。

・平成29年度 森林所有者届出件数 6件
伐採及び伐採後の造林の届出件数 2件 2.82ha

■新潟県自然環境保全条例に基づく大規模開発行為届出による指導

風致地区や自然環境保全地域などに指定されていない地区において、自然環境を破壊する恐れのある大規模開発行為を行う者に、新潟県自然環境保全条例第26条により届出を義務付け、指導を行っています。(市民生活課)

・平成29年度 届出件数 1件

(オ) 『にいがた「緑」の百年物語』県民運動を支援します。(農林課)

■記念植樹等

植樹を希望する町内会や学校、団体等に、桜などの苗木を配布しています。

・平成29年度 苗木配布数 6件、62本。植樹祭参加総数 77人

(カ) 森林の持つ公益的機能について普及啓発に努めます。(農林課)

■緑の羽根募金

家庭、職場、街頭他での募金活動を通して普及啓発を行っています。

緑の羽募金 年度別募金額							
年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
募金額(千円)	1,486	1,330	1,339	1,206	1,173	1,275	1,252

資料：農林課

(キ) 国土調査事業を推進します。(建設課)

・平成29年度末 国土調査進捗率 26.08%

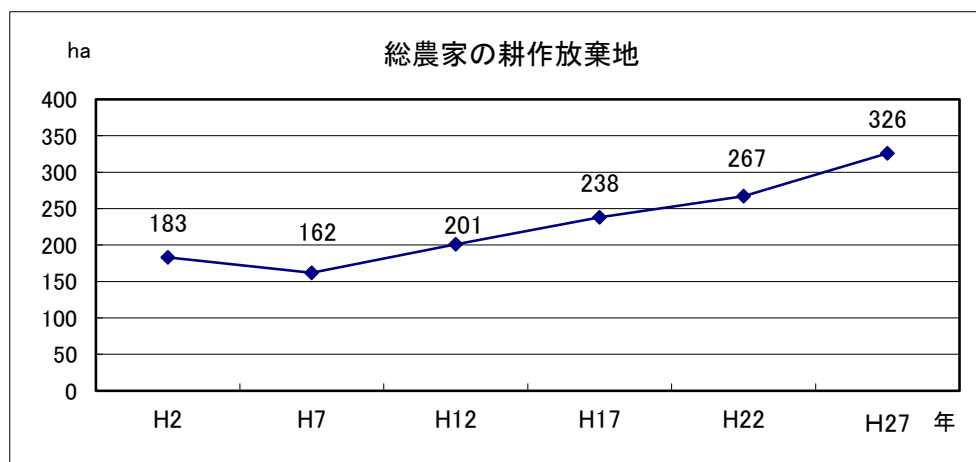
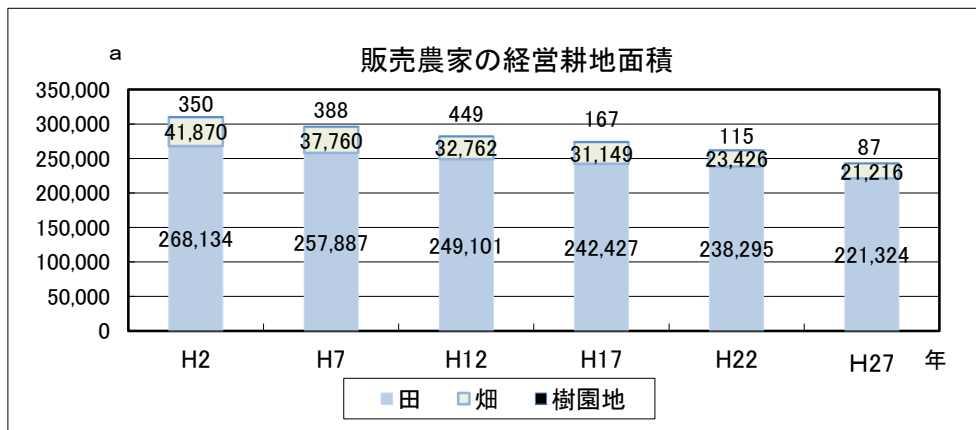
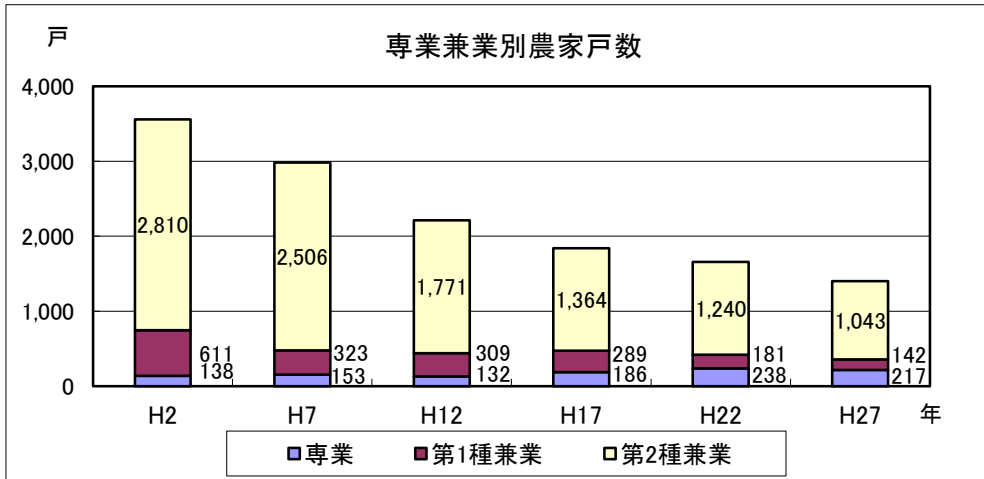
2 農地の保全・活用

(1) 現状と課題

当市の農地は大半が水田で、全体の約90%を占めています。これらの田は、豊かな田園風景を創り出すとともに、多様な生物の生息地、治水防災機能など、多面的な機能を有しています。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより農家戸数と経営耕地面積は減少し続けています。また、耕作放棄地は中山間地だけでなく、平地においても増加傾向にあります。

農地は作物の生産基盤としての役割のほか、森林と同様に生態系の維持や気候調整機能など多様な機能を有しています。農地が減少することは、それらの機能も失われることから、将来に渡り農地を保全していく必要があります。



資料：農林業センサス

(2) 施策

(ア) 後継者育成や経営基盤の強化を支援し、農地の維持や耕作放棄地の防止に取り組みます。(農林課)

■中山間地域直接支払制度事業

集落協定により、保全に取り組む、集落へ中山間地域直接支払制度事業により補助金を交付しています。

補助金の交付状況							
年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
協定集落数	25	25	26	26	27	29	13
補助金(千円)	41,200	41,200	41,700	41,700	61,415	74,952	90,195

資料：農林課

(イ) 効率的な農地利用が図れるように基盤整備を支援します。(農林課)

ほ場整備の状況(県営事業)							
年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
事業地区数	2	1	3	3	4	4	6
事業額(千円)	521,550	111,000	286,525	71,600	159,097	115,090	261,734

資料：農林課

(ウ) 環境保全型農業の推進に取り組むとともに、食の安全性に関する情報の提供に努めます。(農林課)

■農薬や肥料の情報提供や適正・適量散布の指導、小千谷市堆肥センターや新潟県特別栽培農作物認証制度を活用するなど環境保全型農業に取り組んでいます。

■新潟県特別栽培農作物認証制度

新潟県では、農薬の使用回数及び化学肥料の使用量を通常の栽培の概ね5割以下に削減して栽培された農作物を特別栽培農作物として認証しています。この制度を活用した農作物の生産に取り組んでいます。

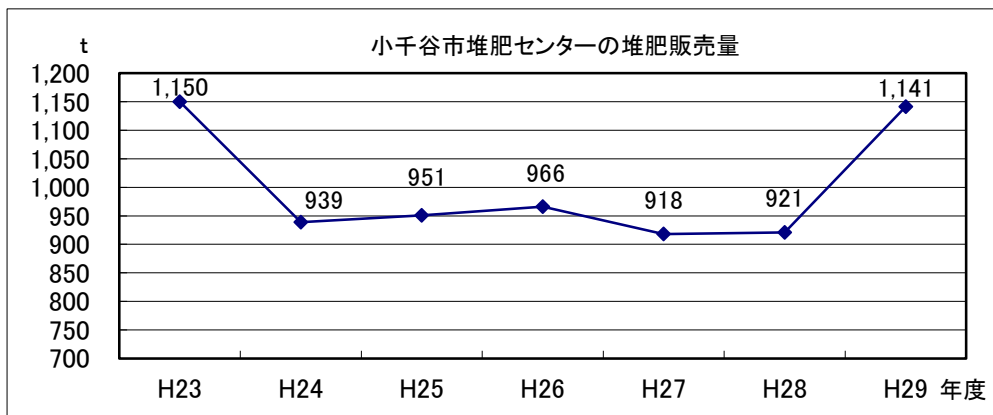
新潟県特別栽培農作物認証制度の生産者登録者数							
年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
生産登録者数(人)	409	399	437	483	579	557	598

資料：農林課

■小千谷市堆肥センター

市内畜産農家から発生する畜糞にキノコ廃床、もみがら、食品残渣を加えて堆肥化を行い、廃棄物の適正処理と再資源化を図っています。減農薬や有機肥料栽培の拡大に向け、同センターで生産する有機肥料の活用を進めています。

また、28年度から始まった国の環境保全型農業直接支払交付金の制度により、堆肥を入れる農家が増えてきており、29年度は販売量が増加しました。



資料：農林課

(エ) 水田のフル活用により、主食用米以外の米や他農産物の生産を支援します。(農林課)

・平成29年度 実績 458ha

(オ) 地元農産物の販売や学校給食などへの利用を推進します。(農林課)

・平成29年度 実績 37 t

(カ) 直売所ネットワークを形成し、地産地消を推進します。(農林課)

■スーパー等での地元農産物の販売を推進しています。

共同直売所数							
年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
共同直売所数(箇所)	18	18	18	17	17	17	17

資料：農林課

(キ) 農薬や化学肥料の適正使用の啓発に努めます。(農林課)

- ・平成29年度 会議開催時に啓発(1回)

(ク) 農地の持つ公益的機能について普及啓発に努めます。(農林課)

- ・平成29年度 未実施

(ケ) 市民農園などを活用し、農業とふれあえる機会を創出します。(観光交流課)

■農村都市共生事業

- ・農地の保全や活用に向けて、日帰り型農園84区画と滞在型農園施設30区画を整備済

利用状況

年度	日帰り型農園		滞在型農園施設	
	区画数	利用者数(人)	区画数	利用者数(人)
H25	33	1,578	30	6,389
H26	41	1,569	30	5,925
H27	43	1,078	30	6,334
H28	44	1,419	29	6,447
H29	46	1,176	28	5,752

■農村公園

農村総合整備事業の中で住民に密着し、老人から幼児までが利用できる施設として整備されています。

農村公園の整備状況				
地区	小栗田	桜町(中)	池ヶ原	池ヶ原(親水公園)
面積(m ²)	1,190	1,090	4,300	880

資料：農林課

(コ) 農業体験イベントや都市での特産物販売などの機会を創出します。(観光交流課)

市民農園を通じて農業を体験するイベントや都市での特産品販売などの機会を創出しました。

- ・平成29年度 農業体験イベント 24回開催、参加者数延べ 159人
小千谷物産展 81回開催

3 水辺環境の保全

(1) 現状と課題

当市は市内の中心を流れる信濃川や中小河川、池沼など豊かな水辺に恵まれています。

これらの河川・池沼は、農業用水、上水道水の取水のみならず、つりなどのアウトドアレジャーの場として親しまれている一方、水鳥や植物など水生生物の生息・生育空間ともなっています。

山地には新潟県自然環境保全地域に指定されている「郡殿の池」と「男池」があり、湿原性植生や昆虫類の生息・生育の場となっています。

これらの水辺の豊かな自然体系を維持するとともに、市民が水辺に親しめるよう、水辺の自然環境を保全していく必要があります。

(2) 施策

(ア) 信濃川の河川環境の保全に関係機関と協力して取り組みます。(建設課)

■信濃川クリーン作戦

国土交通省信濃川河川事務所と連携し、妙見堰下流左岸の清掃を行っています。

- ・平成29年度 信濃川クリーン作戦 5月9日実施
参加者数54人、可燃ごみ30kg、不燃ごみ220kg回収

(イ) 河川を整備する際は、多自然型工法を検討し、自然状態の維持に配慮します。(建設課)

■多自然型水路整備

- ・平成29年度末 整備延長2,513m

(ウ) 県自然環境保全地域に指定されている郡殿の池、男池の環境保全に地域住民と協力して取り組みます。(観光交流課、生涯学習課)

■地元と連携して維持管理を行っています。

- ・平成29年度 郡殿の池周辺整備管理業務委託 174千円

(エ) 清掃活動やパトロールなどを通して、水辺の維持管理に関係機関と協力して取り組みます。(建設課、市民生活課)

- ・平成29年度 ポイ捨てごみ回収、河川パトロール(随時)

(オ) 除草や清掃活動などを通して茶郷川など身近な河川とふれあい、親しめる環境を創出します。(建設課、市民生活課)

■茶郷川環境整備協議会

茶郷川周辺の住民らでつくる茶郷川環境整備協議会と連携し、河川美化活動や河川沿いに花壇の整備等を行い、ふれあいの場として親しめる環境を創出しています。

- ・平成29年度 除草・清掃活動、花壇の植栽など6町内で実施。

(カ) 五辺の水辺などを自然観察地として活用するとともに、関係機関と協力して維持管理に努めます。(生涯学習課、建設課)

■五辺の水辺利用観察協議会

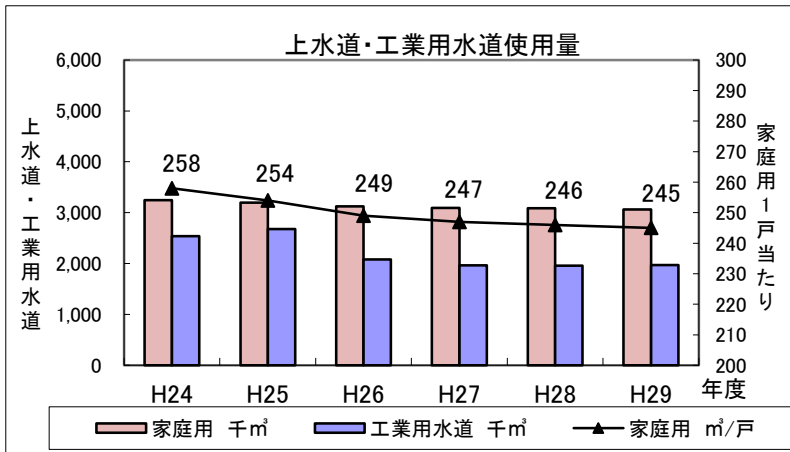
五辺の水辺は、妙見堰の建設とともに信濃川左岸に生まれました。その水辺の豊かな自然生態系の維持や水辺空間の適切な利用のために、平成14年度に地区住民、関係団体、有識者、行政が一緒になって協議会を設立し、自然環境のモニタリング、水辺管理方法の検討や利用のルールづくりとマナーに関する啓発を行っています。

- ・平成29年度 施設安全点検、草刈実施

4 水資源の保全

(1) 現状

当市は上水道の大半を信濃川から取水しています。水資源は私たちの生活に欠かせない大変貴重なものであり、限りある資源として再認識し、水循環を健全な状態で維持していく必要があります。平成29年度の家計用・工業用・上水道の1戸当たりの使用量は245 m^3 となっており、減少傾向が続いています。

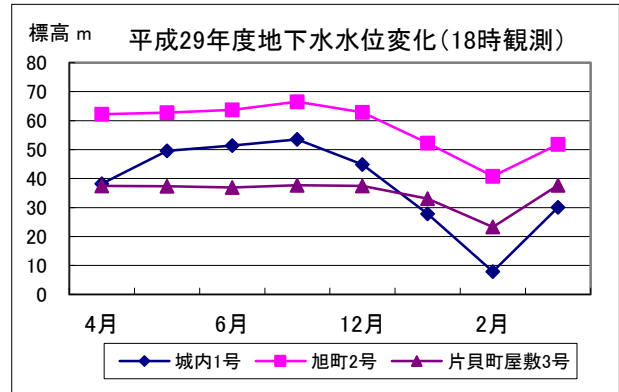
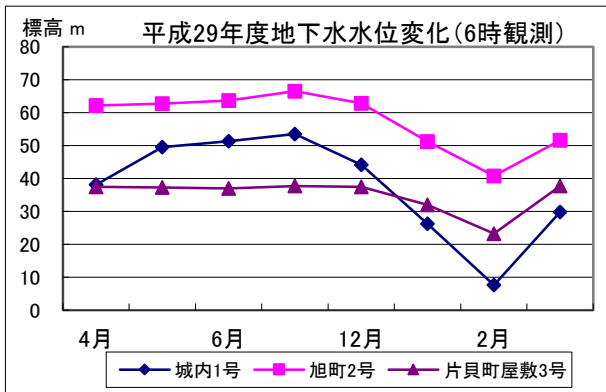


資料：ガス水道局

(2) 施策

(ア) 水資源有効利用の取組や節水に関する情報提供を行います。(市民生活課)

- ・平成29年度 広報1回掲載
 - ・市内3箇所地下水の水位調査を行っています。
- 冬期間は消雪パイプの影響で水位が下がる傾向にありますが、春には回復しています。



資料：市民生活課

(イ) 消雪パイプや流雪溝用水の再利用などの技術について調査・研究を検討します。(建設課)

- ・平成29年度 検討中

(ウ) 消雪パイプ用水において、節水型設備を設置する取組に努めます。(建設課)

- ・平成29年度 検討中

(エ) 老朽化した水道管を計画的に更新し、漏水の防止に努めます。(ガス水道局)

- ・平成29年度 水道管路更新率(年間) 0.38%

(オ) 油流出事故防止に向け、引き続き広報などを通じて啓発を行います。(市民生活課)

- ・平成29年度 広報1回掲載、町内回覧1回

5 生態系の保全

(1) 現状と課題

当市では、ブナ、カタクリ、トキワイカリソウなど1,000種近い植物の存在が確認されています。山地にはコナラの雑木林などの森林が広く残されており、多彩な動物が確認されています。また、信濃川流域では多くの鳥類を見ることができます。池や水田などの水辺は、カエルやトンボなどの生息の場所として、良好な環境が備わっており、近年は多くの場所でホタルが確認されるようになりました。

しかし、外来種の生息域の広がりなどにより、生態系が年々変化していることから、在来・希少動植物種及び生態系の適切な保護を図っていく必要があります。

また、近年は当市でもツキノワグマやイノシシ、カモシカ、サルを目撃が増えています。今のところ人身被害や深刻な農作物被害はありませんが、今後は注意する必要があります。

(2) 施策

(ア) 市民や市民団体と協力して自然環境調査を実施し、自然環境の状況や動植物の生息・生育状況について把握します。(生涯学習課、市民生活課)

・平成29年度 未実施

(イ) 関係機関と連携し外来種に関する啓発活動を行います。(市民生活課)

・平成29年度 ポスター掲示

(ウ) 国や県のレッドリストで確認されている貴重な動植物の保護と保全に努めます。

(市民生活課・生涯学習課)

・平成29年度 未実施

(エ) 農薬や化学肥料の適正使用を指導します。(農林課)

・平成29年度 会議開催時に指導(1回)

(オ) 自然の生態系を損なわないよう土地利用を行うとともに、開発事業を適切に指導します。(建設課)

■開発による生態系への影響を最小限に抑えるため、森林法や新潟県自然環境保全条例等により指導を行っています。

【自然(緑地)環境保全地域(中越地域)】

新潟県の貴重な自然環境を適正に保全するため、新潟県自然環境保全条例により自然環境保全地域と緑地環境保全地域を指定しています。自然環境保全地域は、高山・亜高山の森林・草原、優れた天然林、特異な地形、貴重な動植物が生息・生育する湖沼・湿原など、23地域、2,008haを指定しています。

緑地環境保全地域は、社寺や城趾と一体となった樹林など、9地域、36haを指定しています。自然環境保全地域の特別地区では、開発が制限されるほか、土地の改変、木竹の伐採などの行為を行う場合、県知事の許可が必要です。

資料：新潟県(環境にいがた)

○その他

■有害鳥獣駆除

農作物に被害を与える有害鳥獣を適正に駆除しています。

年度	駆除数					
	カラス	カルガモ	タヌキ	ハクビシン	ツキノワグマ	テン
H25	105		4			
H26	72	28	10			
H27	86	43		4		
H28	60		5	2	1	1
H29	55		1	6		

資料：市民生活課

- ・県の自然環境保護員が巡回し、山本山や金倉山等の県立公園や指定地域内の自然環境保持と状況把握を行っています。
- ・県の鳥獣保護員も鳥獣保護区の管理や有害鳥獣に関する調査を行っています。

6 自然とのふれあいの推進

(1) 現状と課題

当市には、船岡公園や五辺の水辺、山本山など身近に恵まれた自然環境があり、市民の憩いの場となっています。特に山本山は県立自然公園に指定されていて、渡り鳥の中継地となっており、多くの野鳥を見ることができる絶好のポイントとなっています。農林課では、山本山育成牧場で菜の花畑とひまわり畑を毎年、交互に整備しており、多くの人が訪れる憩いの場所となっています。

自然とふれあえる場を維持するため、今後も地域住民との連携による保全体制を継続していくとともに、各種の自然観察会などのソフト面の充実を図っていく必要があります。

(2) 施策

- (ア) 遊歩道など市民が身近な自然とふれあえる場を、地域住民と連携し整備や保全に努めます。
(観光交流課、建設課、農林課)

■遊歩道の整備状況（平成29年度末）

	名称等
1	朝日山遊歩道
2	金倉山遊歩道
3	片貝遊歩道
4	蕨生遊歩道
5	山本山高原へのみち
6	西山遊歩道
7	城内ポケットパーク
8	千谷工業団地公園通り
9	ふれあいの里遊歩道
10	日吉遊歩道
11	栄町ポケットパーク

■自然とのふれあいの場整備状況（平成29年度末）

	名称等
1	船岡公園・あやめ園・螢の里
2	山本山・クラインガルデン
3	朝日山
4	五辺の水辺
5	郡殿の池
6	男池
7	金倉山
8	小栗山・みまもり岩
9	ばば清水

資料：観光交流課、建設課、農林課

■信濃川河岸段丘ウォーク

毎年4月29日の昭和の日に行っています。津南から小千谷までのコースや家族で参加できるコースなどがあり、多くの人々が参加しています。

- ・平成29年度 参加者数 2,713人

- (イ) 自然観察会や生物調査など自然とふれあう機会をつくります。（生涯学習課）

■自然観察会等の実施

- ・平成29年度 市教育センター主催による春の野鳥観察会（5/20）、ワシタカ渡り観察会（9/23）
参加者数延べ 23人

- (ウ) 文化財の史跡を保存し市民に活用してもらう機会をつくります。（生涯学習課）

- ・平成29年度 指定文化財を管理・公開している所有者に謝礼を支払っています。

- (エ) 山本山育成牧場を市民が自然や景観を楽しむことができるよう管理します。（農林課）

- ・平成29年度 ひまわり（1.5ha）を開花させました。（菜の花と交互に整備しています）

第2節 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく

1 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進

(1) 現状と課題

○歴史・文化とまちづくり

当市には、牛の角突きや小千谷縮、錦鯉の養殖といった自然とふれあい、自然を巧みに利用しながら培われてきた伝統文化や産業が数多く継承され、市民の誇りとなっています。この歴史的・文化的資源の価値を認識し、適切な保存や活用を図ることが必要です。

○緑地・公園

市内には、市民の憩いの場やレクリエーション空間として都市公園などが整備されています。公園や緑地の整備を進め、市民が公園を身近な存在として認識するように努めることが必要です。

○雪との共生

当市は豪雪地帯に位置しています。雪には除雪作業や行動の自由が制限されるなどマイナス面もありますが、雪景色や春の訪れによるこびなど、雪国ならではのすばらしさや小千谷縮のような雪との関わりの中で育まれてきた伝統産業もあります。今後は新たな雪の活用方法を研究し、雪への親しみと魅力を感じられる取組が求められています。

(2) 施策

(ア) 開発に伴う遺跡の破壊や文化財の散逸を防止し、地域の歴史と文化を守るための調査、保存を行います。(生涯学習課)

- ・平成29年度 歴史的建造物調査事業 詳細調査1件、資料作成1件(10月～3月)

(イ) 歴史的建造物の調査を基に、その指定と保存・活用を図っていきます。(生涯学習課)

- ・平成29年度 潮音寺観音堂(文化14年建築 国の登録有形文化財建造物に登録申請)
潮音寺山門(18世紀末建築 国の登録有形文化財建造物に登録申請)

(ウ) 歴史的資源や文化的資源の保存や復元に努めます。(生涯学習課)

■小千谷市内の指定文化財

近年、小千谷市でも国の特別天然記念物のカモシカが見られるようになり、平成23年度から指定範囲が市域にも広がりました。市内の指定文化財数は47件となっています。

小千谷市内の指定文化財(抜粋)

史跡	蘗生城跡(蘗生)
	時水城跡(時水)
	内ヶ巻城跡(川井)
	函山城跡(岩沢)
	朝日山古戦場(浦柄)
	清水上遺跡(三仏生)
	大平遺跡(真人町)
	朝陽館・耕読堂諸先生の墓碑(片貝町)
	岩村・河井会見の処(平成)

平成29年度末

史跡	高梨城本丸跡(高梨町)
	百塚(三仏生)
	真人城跡(真人町)
	お満ヶ池(山谷)
天然記念物	カモシカ(市内)
	郡殿の池(東吉谷)
	大崩水芭蕉群生地(岩沢)
	不動寺桂林(岩沢)
	仙竜神社の大杉(塩谷)
	沢山神社の大杉(塩殿)

資料：生涯学習課

- (エ) 市有施設の建設に際しては、周辺のまち並みと調和がとれるよう配慮します。(建設課)
 ■公共施設については、華美な色彩は避け、周囲の美観に馴染むような色調を使っています。

- (オ) 市民の美化意識を高めるための啓発を行います。(市民生活課)

■ごみゼロ運動

毎年、5月30日を「ごみゼロの日」とし、4月・5月の最終日曜日に、町内の道路や公園などに散乱しているあき缶などの回収と清掃の実施、道路側溝・下水溝・河川の清掃などを町内会と協力して全市統一的に取り組んでいます。また、5月30日以外も町内会、老人会、PTA、企業などで清掃などを行っています。

年度	実施日	参加町内数	参加人数(人)	回収量(kg)
H24	H24. 4. 29	9	1,838	8,050
	H24. 5. 27	43	4,461	9,530
H25	H25. 4. 28	12	1,846	10,160
	H25. 5. 26	41	5,003	10,410
H26	H26. 4. 27	22	2,241	9,070
	H26. 5. 26	44	5,069	11,830
H27	H27. 5. 10	8	1,332	7,060
	H27. 5. 31	40	4,623	5,570
H28	H28. 4. 24	12	1,848	3,110
	H28. 5. 29	40	4,003	9,790
H29	H29. 4. 30	17	1,909	3,530
	H29. 5. 28	46	4,729	15,020

資料：市民生活課

- (カ) 身近な公園や緑地を整備します。(建設課)

■都市公園等の整備状況(平成29年度末現在)

公園の種類	名称	面積(ha)
運動公園	白山運動公園	40.20
	信濃川河川公園	5.40
	千谷運動公園	4.73
街区公園	西部公園	0.35
	両新田公園	0.30
	江東公園	0.21
	旭町児童公園	0.23
	桜町公園	0.19
	諏訪公園	0.56
	草薙公園	0.22
	やすらぎ公園	0.15
	片貝ふれあい公園けやき園	0.47
ぼっぼの里公園	0.47	
総合公園	信濃川左岸河川公園	1.13
児童遊園	仲よし児童遊園	0.11
	上ノ山児童遊園	0.09
その他	船岡公園	5.00
計		59.81

資料：生涯学習課、建設課、社会福祉課、観光交流課

■土地利用に関する指導

大規模な開発行為や、都市・居住環境を確保するための宅地開発などに助言・指導を行っています。

○都市計画法第29条に基づく開発許可

年 度	件 数
H24	—
H25	1
H26	1
H27	2
H28	2
H29	2

○新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱による指導

年 度	件 数
H24	—
H25	1
H26	1
H27	—
H28	—
H29	—

○小千谷市宅地開発指導要綱による指導

年 度	件 数
H24	5
H25	7
H26	1
H27	4
H28	3
H29	4

資料：建設課

- (キ) 公園の景観保全や施設などの維持管理を適切に行います。
(建設課、観光交流課、農林課、社会福祉課)

■公園等管理委託

樹木の剪定など専門的なものは業者委託していますが、草刈り・清掃など通常の維持管理は地元
の町内会へ委託し、適切に管理しています。

- ・平成29年度 公園等町内会管理委託箇所数 11箇所

- (ク) 市民や地域と協力・連携し、克雪対策を実施します。(建設課)

■冬期間の交通確保

消雪パイプ、流雪溝の整備や機械除雪により交通の確保に取り組んでいます。

道路除雪総延長 (単位：m)								
年 度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
国 道	機 械 除 雪	143,000	150,700	150,700	150,700	150,200	150,200	150,300
	消 雪 パ イ プ	37,325	37,289	37,289	37,289	37,289	36,971	35,071
	計	180,325	187,989	187,989	187,989	187,489	187,171	185,371
市 道	機 械 除 雪	147,134	144,345	144,798	145,120	145,018	144,272	143,883
	消 雪 パ イ プ	108,694	110,149	110,345	110,445	111,274	113,985	114,952
	計	255,828	254,494	255,143	255,565	256,292	258,257	258,835

資料：建設課

■未認定道路除雪事業補助

- ・平成29年度補助件数：融雪施設 21件、機械除雪 4件

- (ケ) 克雪住宅の普及を推進します。(建設課)

■克雪住宅普及促進事業

克雪住宅建設に補助を行っています。

克雪住宅補助件数				
年 度	H26	H27	H28	H29
克雪住宅補助件数	59	32	41	31
(累計)	2,592	2,624	2,665	2,696

資料：建設課

■雪下ろし支援事業

低所得の高齢者世帯などを対象に支援を行っています。(保健福祉課)

- ・平成29年度 対象世帯数 299世帯、雪下ろし派遣世帯数 261世帯

※母子世帯・障がい者世帯への支援は、小千谷市社会福祉協議会が行っています。

(コ) 雪を活かしたイベントなどを開催し、雪に親しみと魅力を感じられる環境づくりに取り組みます。
(建設課、観光交流課、生涯学習課)

■おぢや風船一揆

全国の熱気球チームが参加して行われる冬の熱気球大会（日本海カップクロスカントリー選手権）にあわせ雪と親しむ各種のイベントを実施しています。

・平成29年度 2月24日（土）・25日（日）開催 来場者数 約27,000人

■冬季スポーツ振興事業

冬期間のスポーツイベントとして、市民スキー大会などを実施しています。

・平成29年度 市民スキー大会・小学校親善スキー大会 2月3日（土）開催 延べ393人参加
小千谷ジャンプ大会 3月4日（日）開催 延べ21人参加

■利雪・遊雪・克雪フェア

克雪住宅の見学会や雪蔵貯蔵品のPRを行うとともに、おぢやまつりの開催にあわせ、保存雪を利用し、雪と親しむ各種のイベントを実施しています。

・平成29年度 8月19日（土）開催 会場 旧小千谷総合病院駐車場 来場者数 約14,000人

■その他【新規取組】

・平成29年度 山本山雪あそびフェスタ 2月11日（日）～12日（祝）開催 来場者数 約800人

※地域イベント

・山谷・坪野ほんやら洞まつり	2月10日（土）開催
・ザ・かまくら（真人町）	2月10日（土）開催
・真人町クロスカントリースキー大会	3月4日（日）開催
・春こい火まつり（岩沢地区）	3月10日（土）開催

2 公害のないまちづくりの推進

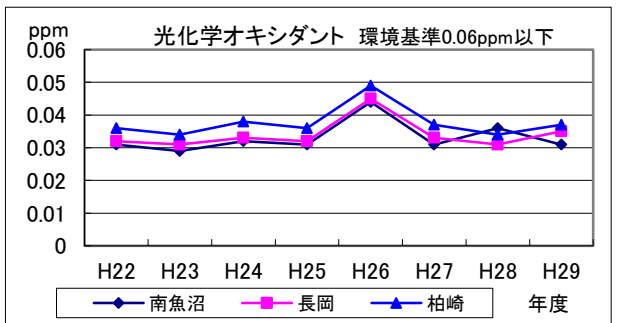
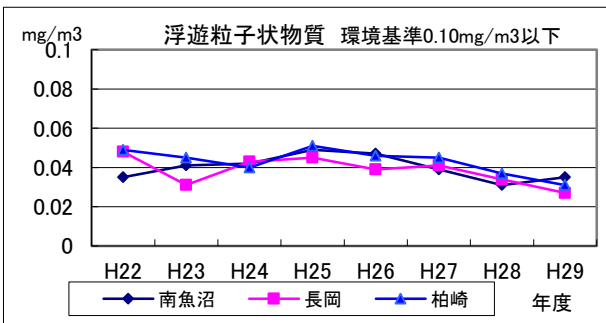
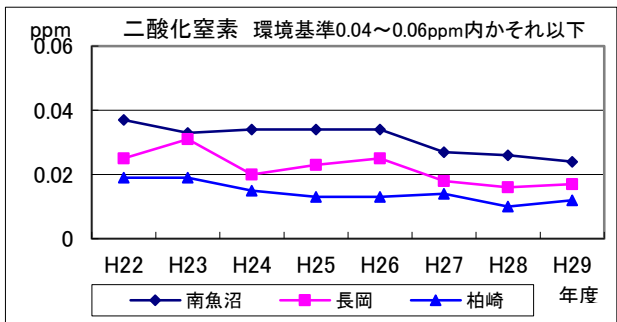
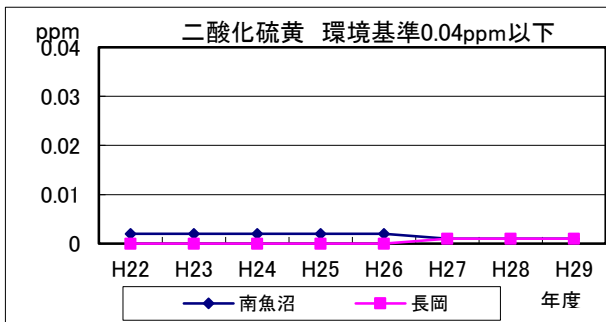
(1) 現状

○大気汚染

下記グラフは、当市に近い長岡市・柏崎市・南魚沼市にある県の観測局における通年の測定結果の推移です。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントは、平成28年度とほぼ同様の数値で、いずれも環境基準を下回っています。（平成29年度は速報値）

※二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は「日平均値の2%除外値」

※二酸化窒素は「日平均値の年間98%値」、光化学オキシダントは「昼間の1時間値の年平均値」

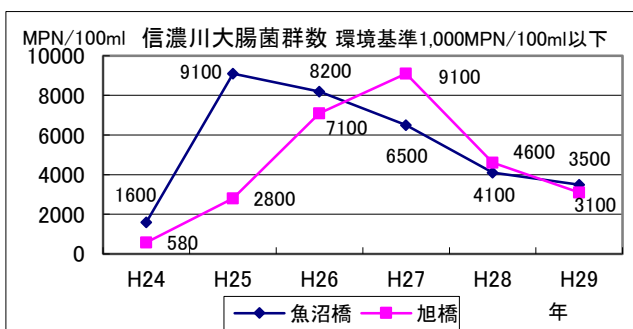
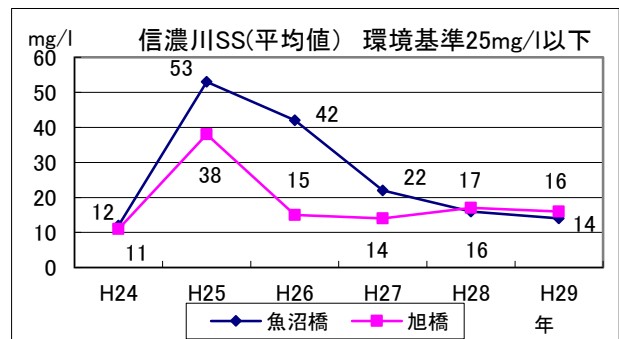
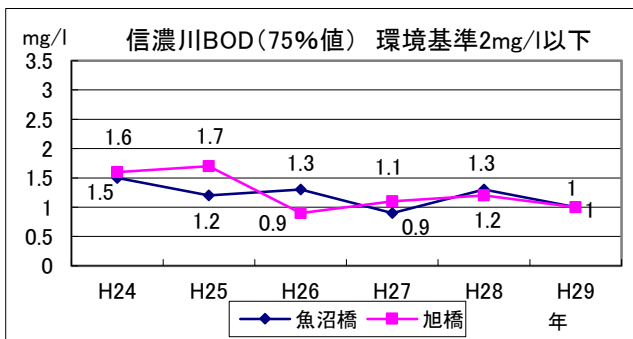


資料：新潟県

○水質汚濁

■信濃川

信濃川の水質については、国土交通省が調査を実施しています。（観測地点：旭橋、魚沼橋）
両観測点ともBODとSSは環境基準値以下でしたが、大腸菌群数は信濃川の環境基準を超えています。

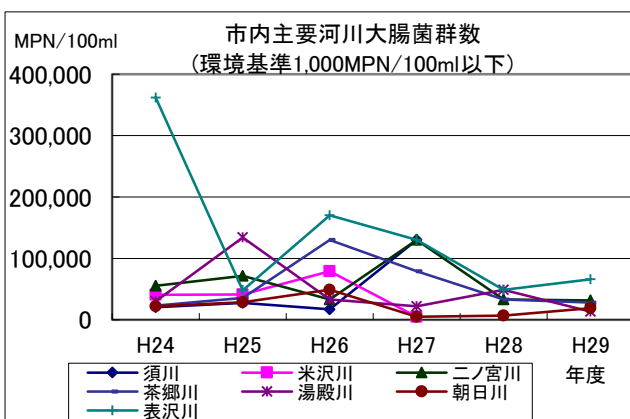
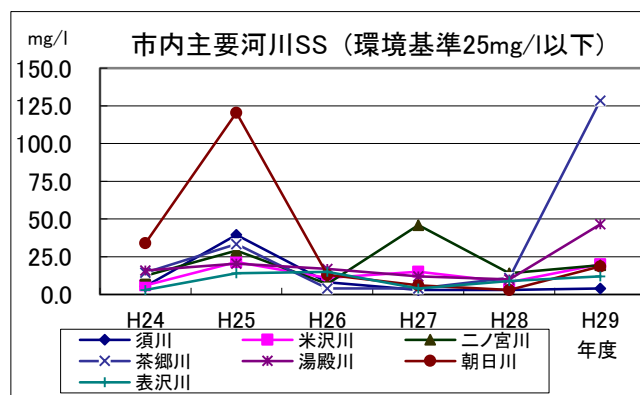
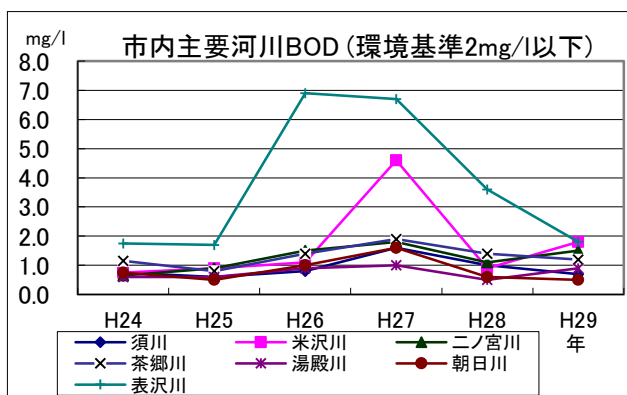


資料：国土交通省

■市内主要河川

平成29年度に水質検査を行った主要7河川（須川、米沢川、二ノ宮川、茶郷川、湯殿川、朝日川、表沢川）のBOD値は、信濃川の環境基準以下でした。SSは茶郷川と湯殿川で信濃川の環境基準を超えましたが、これは、7月中旬における大雨の影響と思われます。

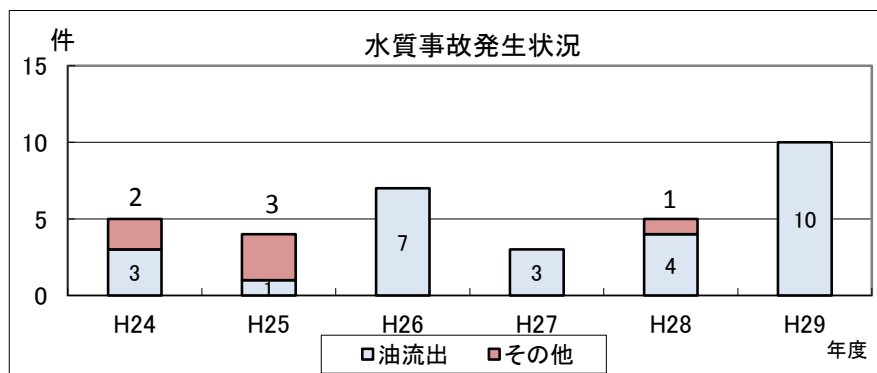
大腸菌群数は、今年も全河川で高い数値を示しました。大腸菌群数は生活排水のほか、河川の水温や水量に大きく左右されます。特に下水道等の生活排水処理が進んでいない地域は、大きな値を示します。なお、市内の河川には環境基準はありません。下のグラフの環境基準は、信濃川の環境基準です。



資料：市民生活課

■水質事故

河川における水質事故は、毎年、灯油等の取り扱いの不注意による油流出が多く、国、新潟県と連携して予防対策に取り組んでいます。



※その他の内容

- H24 濁り水 1 件、泡 1 件
- H25 濁り 3 件
- H28 酢酸臭 1 件

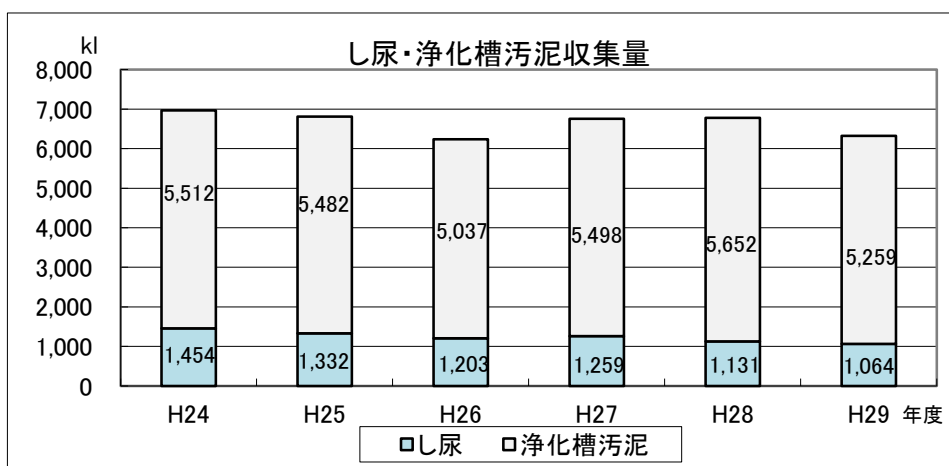
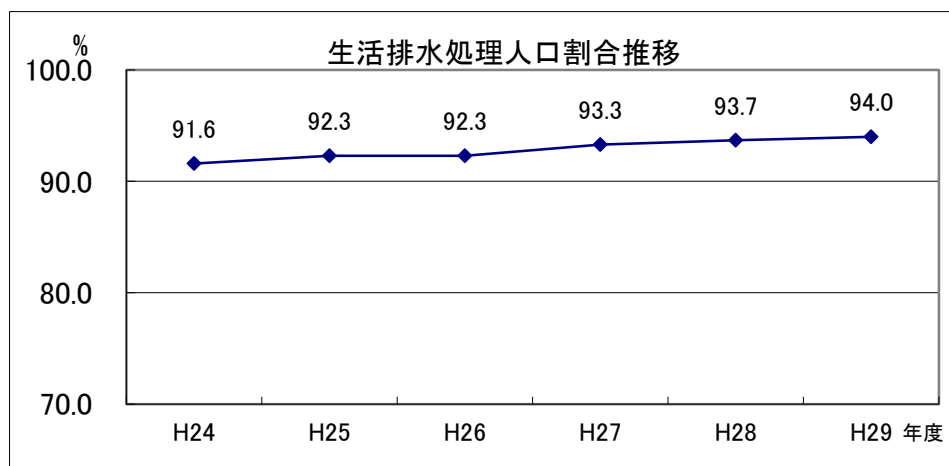
資料：市民生活課

■地下水等の水質検査を実施しています。

- 地下水の水質測定（新潟県）
 - 環境監視調査 調査地点：山谷、東栄 測定結果：異常なし
 - 継続監視終了時調査 調査地点：城内、桜町 測定結果：異常なし
- 井戸水の有機溶剤検査（小千谷市）
 - 調査地点：小栗田 検査結果：異常なし

■生活排水処理

平成29年度末における公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽を合わせた生活排水処理人口の割合は94.0%となりました



資料：市民生活課

○土壌汚染

本市においては、現在のところ土壌汚染は確認されていませんが、土壌汚染の状況について注意が必要です。

○化学物質

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に基づき、有害性のおそれのあるさまざまな化学物質の環境への排出量等の概況を新潟県がまとめています。平成13年度からの県内及び全国の届出排出量の年次推移については、概ね減少傾向にあります。

平成28年度における県内の化学物質の届出排出量の合計は、2,722 tと全国151,430 tの約1.80%を占めています。また、県内の届出排出量が多かった物質は、トルエンですが、全国と比較して、トリクロロエチレンの排出量が多いことが特徴です。

■有害化学物質

信濃川におけるダイオキシン類については、国土交通省と新潟県が魚沼橋と旭橋の地点で河川水と底質について測定を行っていましたが、平成16年度以降は調査は行われていません。

土壌については、平成12年度に1地点、平成20年度に1地点、平成26年度に1地点。地下水については、平成18年度に1地点。大気については、平成13年度に1地点が新潟県により測定されましたが、いずれも環境基準の範囲内でした。

環境ホルモンについては、信濃川（旭橋）において国土交通省が調査を行っていましたが、平成16年度以降は、調査は行われていません。

第3章 環境の現状と環境基本計画に基づく取組の実施状況

○騒音

騒音の原因としては事業所の事業活動によるもの、建設工事によるもの、道路交通によるものなどがあります。事業所が原因の騒音については、関係機関と協力して対応しています。

■高速道路沿道騒音調査

高速道路の騒音調査を年1回実施しています。過去3年間は概ね環境基準を達成していますが、住民から要望のある地域は、新潟県高速道路交通公害対策協議会を通じて東日本高速道路㈱へ遮音壁の設置を継続して要望しています。

測定地点	区分	環境基準		要請限度		規制地域	年度別測定値LAeq dB						
		類型	LAeq		昼		夜	H27年度		H28年度		H29年度	
			昼	夜				昼	夜	昼	夜		
若葉2	地道路に面する区域	C	65	60	75	70	第2種区域	57	58	54	55	55	52
桜町①上							59	58	58	55	58	55	
桜町③中							57	55	58	60	59	57	
池津							52	51	54	52	54	48	
沼田		B相当	—	—	未指定	53	48	51	47	52	50		
両新田						55	56	55	53	56	53		
桜町②上						55	54	56	54	61	56		
桜町④中						57	55	54	58	53	52		
塩殿						61	63	56	55	57	57		
谷内						55	55	57	56	57	56		

自動車騒音要請限度：騒音規制法第17条における数値 は環境基準超過 資料：市民生活課

■環境騒音調査

環境騒音調査を年1回実施しています。2地点が夜間のみ環境基準を超えています。

測定地点	区分	環境基準		要請限度		規制地域	年度別測定値LAeq dB						
		類型	LAeq		昼		夜	H27年度		H28年度		H29年度	
			昼	夜				昼	夜	昼	夜		
城内4	一般地域	A	55	45	—	2種	51	49	45	48	50	45	
信濃町							57	47	44	38	55	46	
元中子		B	55	46			46	38	52	44			
城内2			58	52			44	46	54	51			
桜町(下)			C	60			50	58	50	47	43	53	48
本町1	55	47			47	46		58	47				
栄町	す道る路に城面	B	65	60	75	70	53	46	自動車騒音常時監視路線へ移行	3種	53	48	
二之町		C					60	53					
旭町		60					53						

自動車騒音要請限度：騒音規制法第17条における数値 は環境基準超過 資料：市民生活課

■自動車騒音常時監視（面的評価）

平成24年4月1日より自動車騒音常時監視業務が市に権限移譲されたことに伴い、策定した実施計画に基づいて、幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道、県道、市道）を5年間で面的に評価を行います。なお、当市は、4車線未満の市道の一部も対象にしています。

平成29年度 道路種類別の面的評価の結果（過年度の評価結果含む）						
道路種別	対象戸数と基準値達成割合	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	合計
高速自動車国道	戸数(件)	60	0	0	0	60
	割合(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	100
一般国道	戸数(件)	704	0	1	0	705
	割合(%)	99.9	0.0	0.1	0.0	100
県道	戸数(件)	762	0	0	0	762
	割合(%)	100	0.0	0.0	0.0	100
その他道路(市道)	戸数(件)	1,127	0	10	0	1,137
	割合(%)	99.1	0.0	0.9	0.0	100
全体	戸数(件)	2,653	0	11	0	2,664
	割合(%)	99.6	0.0	0.4	0.0	100

※騒音規制基準（敷地境界） (dB)

区域の区分	法令の区分		時間の区分						
	騒音規制法	県条例	朝	昼間		夕		夜間	
	(対象時刻)		6～8	8～18	8～20	18～21	20～22	21～6	22～6
	第1種区域		40	50		40		40	
	第2種区域		50	55		50		45	
	第3種区域		60		65		60		50
	第4種区域		65		70		65		60

県条例：新潟県生活環境の保全等に関する条例

○振動

振動の主な原因としては、事業所の事業活動によるもの、建設工事によるもの、道路交通によるものなどがあります。市内では、振動による苦情は発生していません。

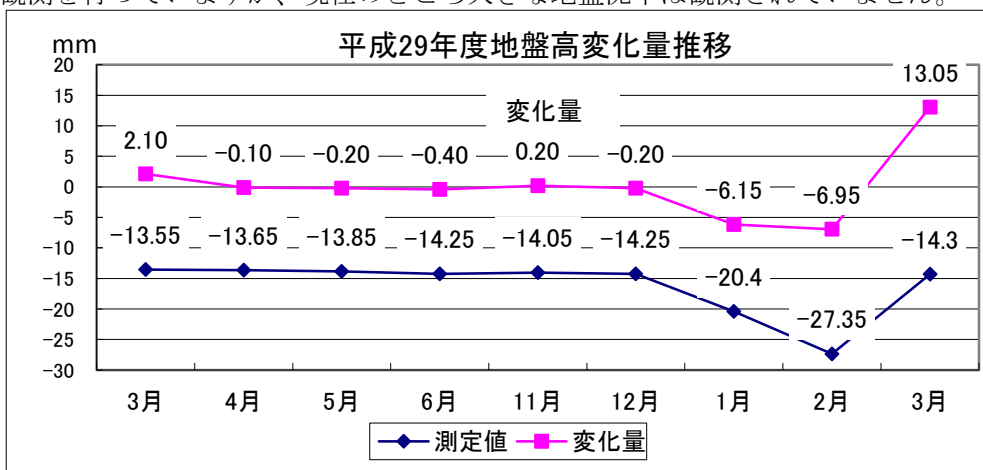
※振動規制基準（敷地境界） (dB)

区分	法令の区分		時間の区分			
	振動規制法	県条例	昼間		夜間	
	(対象時刻)		8～19	8～20	19～8	20～8
	第1種区域	第1種・第2種区域	60		55	
	第2種区域	第3種・第4種区域		65		60

県条例：新潟県生活環境の保全等に関する条例

○地盤沈下

近隣の市では、地下水の汲み上げによる地盤沈下が観測されています。当市は片貝地内1か所で観測を行っていますが、現在のところ大きな地盤沈下は観測されていません。



資料：市民生活課

○悪臭

悪臭の苦情は、「野焼き」によるものが多く、野焼き以外では、廃棄物焼却炉、FRP工場、下水や浄化槽によるものなどがあります。

苦情処理対策は、原因調査と改善等の指導を関係機関と協力して行っています。今後も「野焼き」の禁止を徹底周知し、悪臭の防止に努める必要があります。

年度	悪臭苦情件数		
	野焼き	内訳 その他	計
H24	11	1	12
H25	18	3	21
H26	7	0	7
H27	13	2	15
H28	8	1	9
H29	8	0	8

※悪臭規制基準（臭気指数規制） ※臭気指数=10×log（臭気濃度）

区分	許容限度(臭気指数)		
	第1種区域	第2種区域	第3種区域
ア 敷地境界線における規制基準	10	12	13
イ 気体排出口における規制基準	7に定める規制基準を基本とし、悪臭防止法施行規則第6条の2に規定する計算式を用いて算出される数値		
ウ 排出水の規制基準	26	28	29

資料：市民生活課

(2) 施策

(ア) 大気汚染、騒音、水質などの状況について定期的に調査するとともに、公害発生の監視を行います。
(市民生活課、ガス水道局)

■河川水質等の調査 ※P18 ■主要河川 参照

市内主要河川、工業団地排水、ゴルフ場関係河川等について定期的に水質検査を行い、河川環境の現状調査や公害の発生の監視を行っています。また、必要に応じて公害の監視調査を不定期に行っています。

■騒音調査

高速道路沿道騒音調査、環境騒音調査及び自動車騒音常時監視を年1回実施しています。また、苦情等があった場合は、適宜調査を行っています。 ※P20 ○騒音 参照

(イ) 国や県などが行っている環境調査の結果や環境に関する情報を収集し、ホームページや広報で市民・事業者提供します。(市民生活課)

・ホームページ 1回掲載

■大気及び信濃川の水質調査結果 ※P17 ○大気汚染 ○水質汚濁 参照

・光化学スモッグ及びPM2.5

基準値を超え県が警報・注意喚起等を発した場合、市民及び特定の団体等に広報車並びに緊急連絡網により周知するマニュアルを策定しています。

(ウ) 公共交通機関の利便性向上を図り、自動車の使用抑制に努めます。(観光交流課)

■乗合バス等の運行を補助しています。

バス路線運行費等補助金交付状況							
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
補助金額(千円)	19,727	19,539	21,606	22,761	22,934	22,368	26,811

資料：観光交流課

■公共交通マップの作成 【H29 新規取組】

小千谷総合病院の開院に合わせ、鉄道、路線バスの路線図・時刻表のほか、主要公共施設と最寄りのバス停などを記載した公共交通マップ15,000部を作成しました。(観光交流課)

(エ) 自動車の使用抑制、低公害車の普及に関して市民や事業者の意識向上を図ります。(市民生活課)

・平成29年度 未実施

(オ) 公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備済み区域における水洗化を指導し、接続率の向上を図ります。(ガス水道局)

■生活排水処理基本計画

平成27年度に生活排水処理基本計画を策定し、地域に適した処理方法(公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽)による生活排水処理率の更なる向上(目標値 平成34年度 94.9%)と快適な水辺環境の維持を目標に取り組んでいます。

■公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備

・公共下水道の整備は、平成21年度末をもって概ね完了しました。平成29年度末における、公共下水道の接続人口は、28,659人(接続率 94.1%)となっています。

・農業集落排水処理施設の整備は、平成21年度で完了しました。平成29年度末時点における接続人口は、3,796人(接続率 97.4%)となっています。

■小千谷市排水設備設置資金貸付

家庭排水設備を公共下水道、又は農業集落排水処理施設に接続するための工事を行う者のうち、希望者にその資金の一部の貸付を行っています。

排水設備設置資金貸付状況								
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数	2	1	0	1	0	1	2	0
貸付金額(千円)	980	1,000	0	270	0	900	1,280	0

資料：ガス水道局

(カ) 公共下水道及び農業集落排水処理区域外における単独浄化槽設置者に対し、合併処理浄化槽への切り替えを啓発します。(市民生活課)

■合併処理浄化槽設置整備事業補助金

合併処理浄化槽を普及促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図ることを目的に、合併処理浄化槽を設置する者に、補助金を交付しています。

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件 数	10	5	1	4	1	1	0	1
交付金額(千円)	6,700	2,960	670	2,680	670	475	0	475

資料：市民生活課

・平成29年度 広報 2回掲載

(キ) 環境保全型農業の推進及び農薬や化学肥料の適正使用の指導を行い、水質への影響を低減します。(農林課)

・補助金の説明会時に農家へ指導 2回

■小千谷市堆肥センター ※P 7 (2) ・(ウ)参照

■河川水質等の調査 ※P22 (2) ・(ア)参照

(ク) 公害問題が発生した際は関係機関と協力し、速やかに解決を図ります。(市民生活課)

■電波障害防止対策書

中高層建築物によるテレビ電波等の障害を防止するため、「小千谷市中高層建築物による電波障害防止に関する指導要綱」により電波障害防止対策書等の提出を定めています。

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
届出件数	8	8	16	19	14	7	2	7

資料：市民生活課

■公害苦情処理

平成29年度も灯油の流出(水質)と野焼きによる苦情が多く寄せられました。

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
公害の種類	大気			1	1			
	水質	1	19	5	4	7	3	5
	土壌						3	
	地盤沈下							
	騒音	1	5	1	3	2	2	4
	振動							
	悪臭	8	6	12	21	7	15	9
	野焼き	8	2	11	18	7	13	8
その他		4	1	3		2	1	
小計	10	30	19	29	16	23	18	
その他	4	1						
計	14	31	19	29	16	23	18	

資料：市民生活課

第3章 環境の現状と環境基本計画に基づく取組の実施状況

(ケ) 工場からの排煙や野焼きなどに関しては、監視、指導などを関係機関と協力して行い、公害の発生を防止します。(市民生活課)

野焼きの通報があった場合、直ちに現地へ行き、原因者に野焼きをやめるよう指導しています。

・平成29年度 広報1回掲載、回覧1回

■大規模小売店舗立地法による指導

店舗立地にあたり、同法第8条第1項に基づく、県からの騒音防止対策などについての意見の照会に対して回答しています。

大規模小売店舗立地法による指導状況							
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数	0	0	0	0	0	0	0

資料：商工振興課

■騒音規制法、振動規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例による届出

苦情等に伴う騒音調査、振動調査と指導、法令等による届出について事務処理を行っています。

年度	法律に基づく届出件数(騒音)				年度	法律に基づく届出件数(振動)			
	設置等に係るもの		その他	特定建設作業		設置等に係るもの		その他	特定建設作業
	法	県条例				法	県条例		
H22	0	2	2	5	H22	0	1	0	5
H23	0	1	0	1	H23	0	1	0	1
H24	0	3	0	0	H24	0	3	0	0
H25	0	0	1	1	H25	0	0	1	1
H26	0	1	0	0	H26	0	1	0	1
H27	0	1	1	4	H27	0	1	1	4
H28	2	0	1	2	H28	2	0	0	1
H29	3	1	1	2	H29	0	0	0	2

資料：市民生活課

(コ) 国や県と連携し、ダイオキシン類など有害化学物質について情報提供を行います。(市民生活課)

・平成29年度 ホームページ1回掲載

(サ) 小千谷市公害防止条例に基づく協定を締結し、監視・指導を行います。(市民生活課)

■公害防止条例に基づく協議申出数

年度	協議申出数	協定締結数
H22	0	無
H23	0	無
H24	0	無
H25	0	無
H26	0	無
H27	0	無
H28	0	無
H29	0	無

■公害防止協定の締結状況

業種	事業所数
石油製品製造業	2
電気機械器具製造業	1
ゴルフ場	1
産業廃棄物処理施設	1
計	5

■公害防止協定締結状況

No.	事業所	締結日	業種
1	(株)NIPPO	S61.12.19	1の7
2	オン・セミコンダクター(株)	S63.3.30	1の12
3	小千谷総合開発(株)	H1.7.21	1の20
4	新潟環境開発(株)	H6.12.22	産業廃棄物処理施設
5	(株)北越舗道	H17.9.12	1の7

※業種は「小千谷市公害防止条例施行規則」別表1、別表2のとおり

※H30.3.31現在の状況 資料：市民生活課

- (シ) 放射線に関する正しい知識の普及啓発を図ります。(危機管理課)
 - ・平成29年度 広報2回掲載
- (ス) 生活空間における放射線量のモニタリング調査を行います。(危機管理課)
 - ・平成29年度 春・秋2回実施(保育園・幼稚園、小中学校、屋外体育施設35箇所)
(ただし、屋外屋外体育施設の測定は春のみ実施します。)
 - ・平成29年度 広報・ホームページ 各2回掲載
- (セ) 水道水などの放射能調査を行います。(ガス水道局)
 - ・平成29年度 12回実施(小千谷浄水場、北部浄水場、塩殿浄水場 3施設×4回)
 - ・平成29年度 ホームページ4回掲載
- (ソ) 廃棄物処理施設の放射線測定を行います。(市民生活課)
 - ・平成29年度 毎月1回実施(時水清掃工場、クリーンスポット大原、清流園)

※ 東日本大震災以降、それぞれの担当部局で放射線量等の測定を行っていますが、異常は見られません。

- (タ) 高速道路の新たな防音壁設置を関係機関と連携し、事業者に要望します。(市民生活課)
 - ・平成29年度 総延長3,284mの防音壁設置を要望(10箇所)
 - ・平成29年度 広報1回掲載

3 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進

(1) 現状と課題

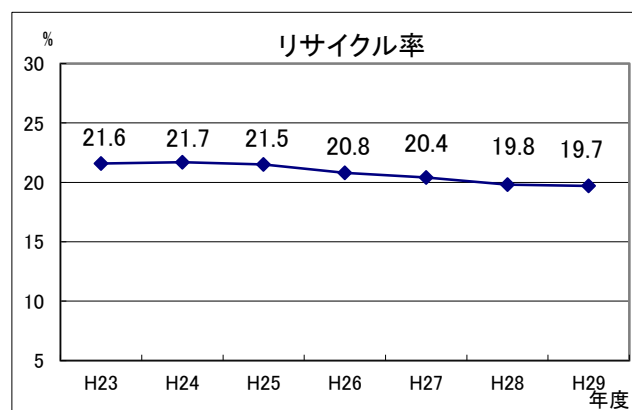
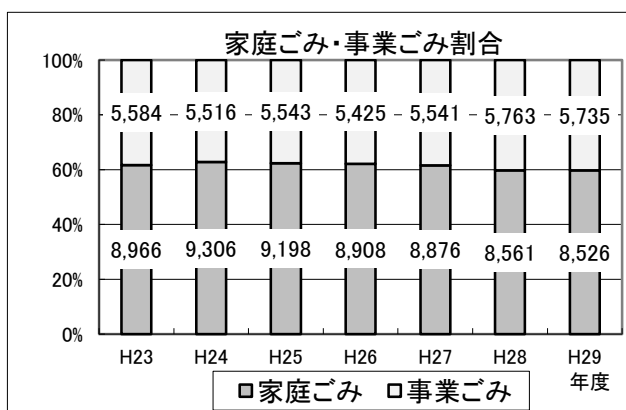
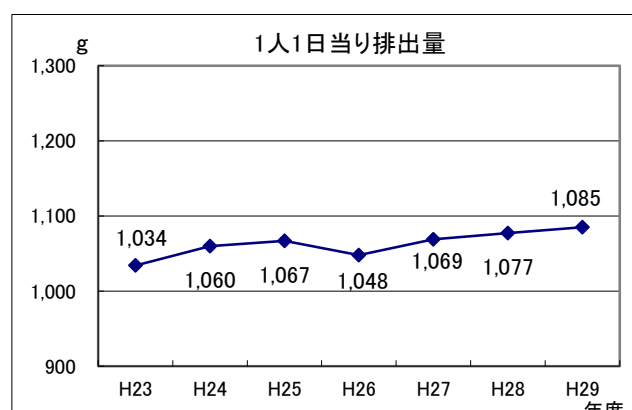
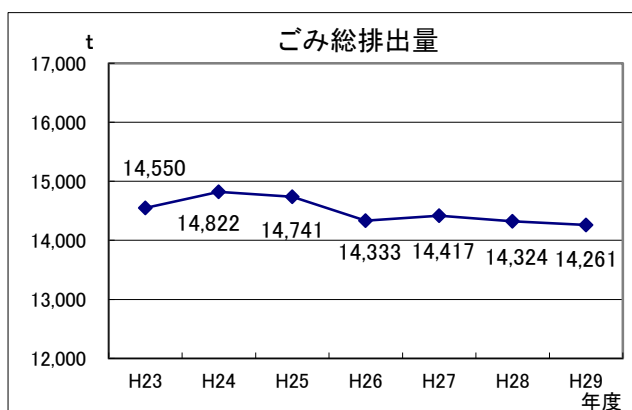
○ごみ排出量

ごみの収集及び処理は、市で行っています。平成29年度のごみの総排出量は14,261tで、平成28年度と比べると63 t減少し、1人1日当たりでは1,085gとなりました。

平成23年4月に開始したごみ処理の有料化により大きく減少しましたが、その後は微減となっています。ごみの排出量は家庭ごみは減少していますが、事業ごみは増加しており、事業ごみをいかにして減少させるかが、現在の課題となっています。

○リサイクル

平成29年度の資源ごみ（古紙、空カン、空ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装）収集量は2,387 t（分別収集1,219t、古紙回収525t、資源物集団回収643t）です。これら資源ごみと粗大ごみ等から分別されたクズ鉄を合わせたリサイクル量は2,814tで、リサイクル率は19.7%でした。



資料：市民生活課

○不法投棄

ごみのポイ捨てや山林、空き地における家庭ごみ、産業廃棄物の不法投棄防止については、「ごみゼロ運動」などにより啓発を行っています。

ごみの不法投棄防止に向けて、町内会や関係団体、関係機関と協力し、啓発活動やパトロールを行っています。また、現場の調査や通報などにより不法投棄場所が確認された場合も、町内会や関係団体、関係機関と協力し、原因者による原状回復指導やその後の監視などに取り組んでいます。

■不法投棄発見件数

年度	発見件数	主な原状回復
H24	50	片貝地区：タイヤ、廃家電、鉄くず 他
H25	73	山本山：タイヤ、廃プラスチック
H26	31	塩殿地区：タイヤ、テレビ、鉄くず
H27	44	城川地区：タイヤ、冷蔵庫
H28	55	塩殿地区：テレビ、冷蔵庫
H29	47	池ヶ原地区：テレビ、冷蔵庫

資料：市民生活課

(2) 施策

(ア) 家庭系ごみ、事業系ごみの3R運動などに関する意識の啓発に努めます。(市民生活課)

- ・平成29年度 環境省主催3R促進ポスターコンクールの応募依頼

(イ) ごみを多量に排出する事業者に対しては、ごみ減量化計画などの策定を指導します。(市民生活課)

■広報等による情報提供と啓発を行います。

(ウ) ごみの分別や回収方法、家電製品の処理方法など、ごみの出し方のルールについて周知徹底します。(市民生活課)

■ごみの分別収集

ごみの減量化、資源化、適正処理に向けて空カン・空ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、古紙を資源ごみとして分別収集しています。

また、平成27年には小千谷市一般廃棄物処理基本計画を見直し、ごみの削減目標やリサイクル目標を設け、ごみの減量化や資源化に取り組んでいます。

ごみ排出量等の実績と目標				
区 分		H29年度(実績)	H32年度(目標)	H37年度(目標)
1人1日当たり排出量 (g/人・日)	資源物含む	1,085	967	900
	(資源物含まず)	(1,038)	(903)	(827)
総排出量	t/年	14,261	12,597	11,151
計画収集量	t/年	13,618	11,765	10,251
資源物集団回収	t/年	643	832	900
リサイクル量	t/年	2,814	2,771	2,565
リサイクル率	%	19.7	22.0	23.0

資料：小千谷市一般廃棄物処理実施計画

ごみの分別区分と回収方法			
分別区分	回収方式	収集回数	搬入先
燃やすごみ(可燃粗大除く)	ステーション	3回/週	サンクリーン時水
埋立ごみ(金属、ガラス、陶磁器、プラ類)	ステーション	1回/週	クリーンスポット大原
空カン、空ビン	ステーション	1回/週	クリーンスポット大原
ペットボトル	ステーション	1回/週	クリーンスポット大原
プラスチック製容器包装	ステーション	2回/週	クリーンスポット大原
古紙類	ステーション	1回/月	古紙再生業者
粗大ごみ(不燃)10kg程度以下	ステーション	1回/週	クリーンスポット大原
粗大ごみ(不燃)10kg以上	直接搬入	—	クリーンスポット大原
粗大ごみ(可燃)長さ60cm程度以上	直接搬入	—	サンクリーン時水
収集しないごみ	—	—	購入先・専門店など

■ごみの分け方・出し方チラシ、冊子の配布

分別収集を円滑に行うため、ごみの分け方・出し方のチラシや冊子を作成し、各戸に配布しています。
 ・平成29年度 ごみの分け方・出し方のチラシ（A2版）を全世帯に配布

■ごみ収集場所整備事業補助金

環境整備と収集作業の円滑化を図るため、ごみ収集場所のごみ箱整備に対して補助金を交付しています。

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
整備基数	11	15	15	2	6	9	8	7
交付金額(千円)	889	1,352	1,258	200	563	711	481	559

- (エ) 分別、処理方法などを必要に応じて見直し、環境への配慮やリサイクルの推進に合致した適正なごみ処理を推進します。（市民生活課）
 ・平成29年度 ペットボトルのラベルは、プラスチック製容器包装として収集することに変更。
- (オ) 買い物時にマイバッグを使用するなどのグリーンコンシューマー運動の啓発やごみ処理費用などの情報公開を通じて、市民のごみ減量化に対する意識を高めます。（市民生活課）
 ・平成29年度 広報1回掲載
 ・小千谷市消費者協会が毎年行っている調査では、マイバッグをいつも持参する人が年々増加し、平成29年度の調査では約7割の方が持参しています。
- (カ) レジ袋の削減を推進します。（市民生活課）
 ・平成29年度 広報1回掲載
- (キ) 生ごみの水切りを励行するとともに、堆肥化を推進します。（市民生活課）

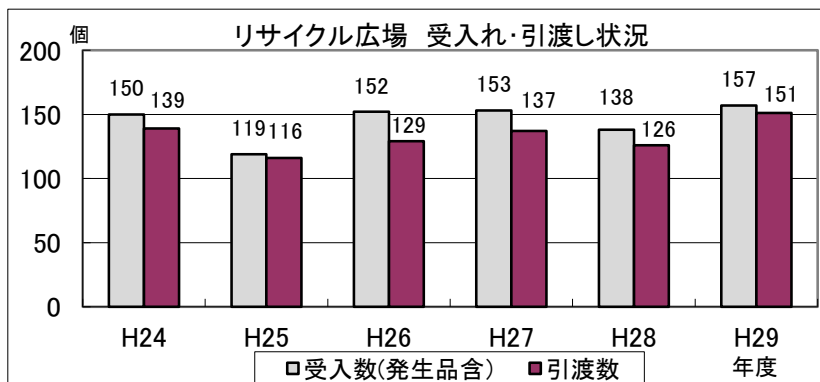
■生ごみ処理機器を購入する費用の一部を補助します。

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
堆肥化容器	31	14	25	15	11
電動生ごみ処理機	7	3	9	3	2
計	38	17	34	18	13

- (ク) 「おちやのごっつお食べ切り運動」を推進し、生ごみの減量化を図ります。（市民生活課）
 ・平成29年度 広報1回掲載 ポスター作製・配布1回
 ・平成28年度から「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に加入し、全国の約300の自治体と情報交換を行っています。
- (ケ) リサイクルプラザで不用品の回収を行い、資源の再利用を促進します。（市民生活課）

■リサイクル広場

小千谷市ではクリーンスポット大原で不用品の受入と提供を行っています。平成28年度からホームページでリサイクル品の写真を掲載しています。



資料：市民生活課

■リサイクル市

図書館で閲覧に供している雑誌や図書のうち、一定の保存年限の経過したものや不用になったものを対象に、リサイクル市を開催し、希望者に無料で提供することにより、ごみの減量や再利用を行っています。

図書のリサイクル状況							
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	284	378	406	431	504	417	344
冊数	2,010	2,621	2,399	3,076	4,227	3,761	2,844

資料：図書館

■その他

・キラキラリサイクルデー（1/22）【新規取組】

子育て支援センターわんパークで、不用になった子ども服や紙オムツなど約600点を回収し、希望者に無料で提供しました。

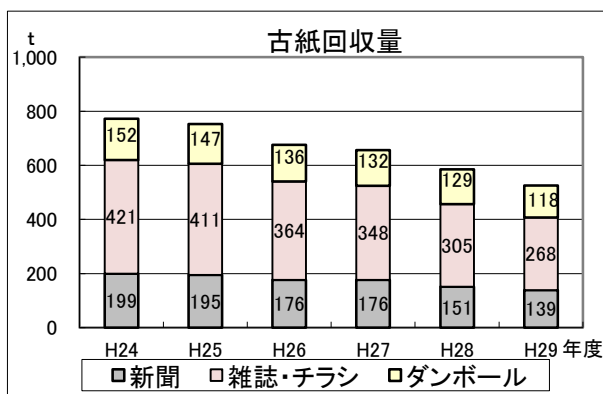
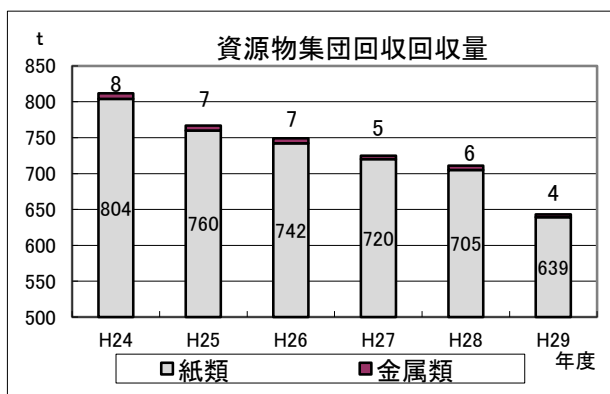
(コ) 資源物集団回収奨励事業や古着回収事業などにより、資源のリサイクルを促進します。（市民生活課）

■資源物集団回収奨励金事業

平成5年度から開始し、現在は新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール、牛乳パック、スチール、アルミを対象として、主に町内会、PTA、子供会などが行っています。

■古紙回収

可燃ごみの約60%を占める紙類の資源化を図るため、月1回、新聞、雑誌・チラシ類、ダンボールのステーション回収を行っています。



資料：市民生活課

(サ) 新たなリサイクル品目の回収に取り組みます。(市民生活課)

■古着、食器類、靴・カバンの回収

平成27年度からイベント回収として、家庭で不用になった古着など再利用できるものを回収し、ごみの減量化と資源の有効活用を図っています。回収した古着は、東南アジア等へ輸出されます。

平成28年度からは古着のほか、食器類や靴・カバンなどの回収にも取り組んでいます。

・平成29年度 2回実施 (6/4、10/29)

回収状況 (kg)				
品目	年度	H27	H28	H29
古着 (靴・カバン含む)		7,781	7,995	10,275
食器類		-	3,950	4,260
小型家電		4,860	-	390
合計		12,641	11,945	14,925

資料：市民生活課

■小型家電

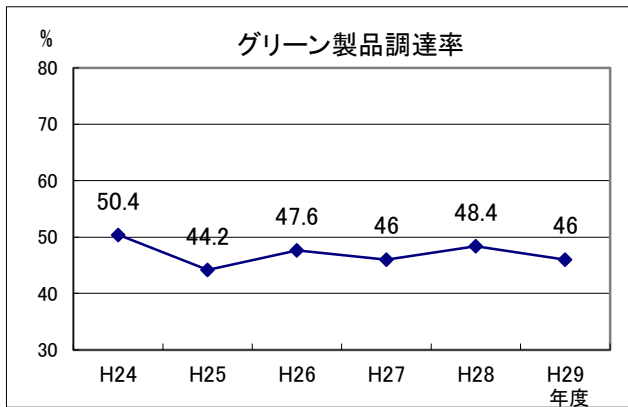
東京2020組織委員会主催の「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に平成29年8月から参加しています。

市役所のほか市の2施設に携帯電話専用・小型簡易ボックスを常時設置し回収を行っています。

また、イベント回収として古着等リサイクル回収と同日に家庭で不用になった小型家電390kgを回収しました。

(シ) 市民や事業者のグリーン製品の購入に対する意識を啓発するとともに、市が率先してグリーン製品を購入します。(市民生活課)

■環境への負荷低減を推進するため、庁舎用として環境への負荷の少ない物品を優先的に調達しています。



資料：企画政策課

※調達率については、集計結果の精査を行い、遡って修正している場合があります。

(ス) 関係機関と協力し、「ごみゼロ運動」などの美化運動の実施により、市民意識の向上を図ります。(市民生活課)

■衛生班長

市では町内会に環境衛生担当者を衛生班長として選任してもらい、町内環境衛生の維持・改善に取り組んでいます。また、衛生班長は独自の組織をつくり、市と共同で市内の環境衛生活動を行っています。

- ・平成29年度 衛生班長114名
- ・ごみゼロ運動 ※P14(2)・(オ)参照

(セ) 町内会、事業者、関係機関と連携して不法投棄防止の監視、パトロール体制を構築します。(市民生活課)

■県との廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査等の実施

市職員が県知事から産業廃棄物に係る立入検査権の併任辞令を受け、産業廃棄物の適正処理の指導を行っています。

- ・平成29年度 立入検査及び指導はありません。

■環境パトロール

パトロール員が不法投棄されやすい場所や、衛生班長等から連絡があった場所のパトロールを行っています。平成27年度からはシルバー人材センターに委託し、2名体制で監視パトロールと不法投棄された廃棄物の撤去を行っています。

- ・平成29年度 1回 6.5時間×35回実施(4月～11月) 撤去量：約 1,890kg

■長岡・柏崎地区廃棄物不法処理防止連絡協議会

県や長岡・柏崎地域の関係市町、産廃協会などと協議会を設立し、不法投棄防止に向けて取り組んでいます。

- ・平成29年度 連絡協議会1回開催

(ソ) 産業廃棄物の処理に関する監視・指導を行います。(市民生活課)

■産業廃棄物焼却炉排ガスに係るダイオキシン類測定検査

- ・平成29年度 1回実施 検査結果：異常なし

(タ) 不法投棄が発生した場合、関係者への指導などにより早期発見・早期対応を図ります。(市民生活課)

■原因者負担を基本とした原状回復のため、調査・指導を行っています。

- ・平成29年度 市と地域が協働して原状回復を図っています。

第3節 地球環境を意識し、行動していく

1 地球環境問題への対応

(1) 現状と課題

○地球温暖化

私たちの生活や経済活動を支えるため大量のエネルギーが消費されています。特に主要なエネルギー源である化石燃料の燃焼による膨大な量の二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスの排出が地球温暖化の原因となっています。このまま排出量を抑制しなければ、地球温暖化が更に進行し、熱波や干ばつ、暴風雨といった異常気象、海面の上昇、生態系の変化など、自然環境や生活環境への深刻な影響が懸念されています。

今後は温室効果ガス排出量の現状を踏まえ、地球温暖化防止対策を進め、低炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進していく必要があります。

○オゾン層の破壊

オゾン層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生命を守る役割を果たしており、これが破壊されると地上への有害紫外線の照射量が増加し、皮膚がんや白内障などの健康被害や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

オゾン層破壊の原因となっているフロン類は、冷蔵庫やエアコンなどの冷媒などに広く使用されてきました。これらの機器が破棄される際にフロンガスを大気中に発生させることなく、完全に回収し適正に処理する必要があります。

当市は平成13年の家電リサイクル法施行後、主に除湿機からフロンの回収を行っています。

○酸性雨

水素イオン濃度（pH）が5.6以下の雨を一般的に酸性雨と呼んでいます。新潟県の調査では、本県の雨も酸性を示していることが判明しており、今後も注意が必要です。

■pH年間平均値 ※pH: 0～6（酸性） < 7（中性） < 8～14（アルカリ性）

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
長岡市	4.5	4.6	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6	4.7	4.7	4.7	4.5
南魚沼市	4.6	4.6	4.6	4.6	4.7	4.6	4.7	4.7	4.6	4.8	4.8

資料：新潟県

(2) 施策

(ア) 地球温暖化問題に関する情報提供を行い、市民の意識を高めます。（市民生活課）

・平成29年度 広報2回掲載

(イ) 二酸化炭素の吸収源である森林の維持管理や植樹活動を支援します。（農林課）

■植林事業 ※P4 (2) ・(ア)参照

(ウ) オゾン層保護及び酸性雨の防止の啓発に努めます。（市民生活課）

・平成29年度 未実施

(エ) フロンの適正処理を進めます。（市民生活課）

■小千谷市での適正処理

家庭で使用する除湿機など、フロンを含む製品がごみとして出された場合、フロンを抜き取るなど適正に処理を行っています。

フロンの処理状況											
年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
回収量 kg	10.4	9.1	18.4	36.5	13.7	11.7	12.5	8.5	0.0	8.8	3.0

資料：市民生活課

(オ) 公用車への低燃費車・低公害車への切り替えを進めます。(総務課)

- ・平成29年度末 公用車の低燃費車・低公害車24台(切替率38.1%)

■その他の取組

- ・クールビズ 5月から9月までクールビズを取り入れ、冷房の設定温度を28℃としています。
- ・ノーマイカーデー ※P34(2)・(オ)参照

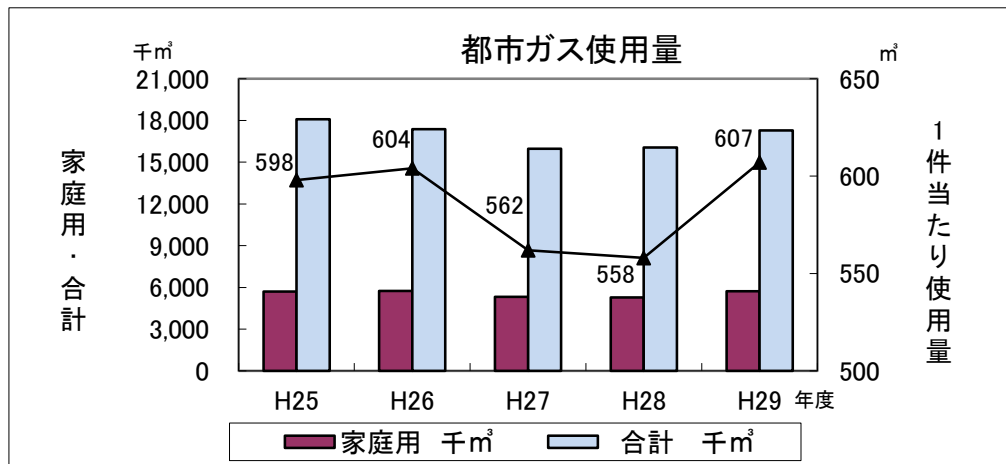
2 省エネルギーの促進と新エネルギー導入の推進

(1) 現状と課題

○省エネルギー

化石燃料を中心としたエネルギーの大量消費は、資源の枯渇とともに、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを大量排出し、地球温暖化が深刻化しています。当市では平成20年に「小千谷市の事務及び事業に関する地球温暖化対策実行計画」を策定し、電気やガスの使用量削減に取り組むとともに、市庁舎などの照明設備をLED化するなどの省エネルギー対策を推進しています。

市民及び事業所でも省エネルギーへの関心と行動の実践率は高くなっています。事業活動による環境への負荷低減に向けてISO14001を取得し、積極的に取り組んでいる事業所もあります。今後は各主体が省エネルギー機器などの導入をより一層進めるなど、エネルギーの効率的な利用を更に促進することが求められています。



資料：ガス水道局

市内に本社のある事業所のISO 14001取得状況			
番号	事業社名	産業分類	登録日
1	オン・セミコンダクター(株)	電氣的及び光学的装置	平成7年9月12日
2	三陽工業(株)		平成12年9月8日
3	(株)フーゲツ	パルプ、紙、紙製品	平成13年1月26日
4	エヌエスアドバンティック(株)	機械装置、電氣的及び光学的装置	平成14年11月29日
5	ユキワ精工(株)	基礎金属、加工金属製品	平成15年12月12日
6	日本ベアリング(株)	機械、装置	平成16年2月19日
7	オヂヤセイキ(株)	電氣的及び光学的装置	平成16年3月13日
8	ケーエスエス(株)小千谷工場	機械、装置	平成17年3月11日
9	(株)第一測範製作所本社工場	電氣的及び光学的装置	平成17年9月30日
10	(株)小千谷精工	基礎金属、加工金属製品	平成18年10月30日
11	エヌ、エス、エス(株)		平成20年8月12日
12	(株)フジ機工小千谷工場	機械、装置	平成21年2月23日
13	(株)北越舗道	建設、エンジニアリング	平成24年2月24日

※資料：日本適合性認定協会ほか H30.3.31現在

○新エネルギー

化石燃料に代わる太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーは、再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入や国の補助金などにより、導入が進んでいます。特に太陽光発電は、比較的安価に導入できることから普及しています。

また、豪雪地帯に位置する本市では従来から雪氷熱の利用に取り組んでおり、民間団体では貯蔵した雪を利用して農産物や酒を貯蔵し、付加価値化を図っています。

しかし、新エネルギーの導入などに関して意欲はあるものの、経済的な負担や本市に適した新エネルギーが見当たらないという声も寄せられています。今後はエネルギーミックスなどの動向を注視しながら、本市の環境特性も踏まえた新エネルギーの活用について取組を進めていく必要があります。

(2) 施策

- (ア) 節電や省エネルギーに関する情報提供を行い、家庭や事業所での省エネルギー行動を推進します。
(市民生活課)
・平成29年度 広報2回掲載
- (イ) 市有施設での節電・省エネルギー対策に取り組みます。(総務課)
■地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、節電と省エネに取り組んでいます。

■公用車の低燃費車・低公害車への切り替え
・平成29年度 ※P33(2)・(オ)参照
- (ウ) 市有施設への省エネルギー設備の導入を推進します。(建設課)
・平成29年度 実績なし
- (エ) 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定について検討します。
(市民生活課、企画政策課)
・平成29年度 検討中
- (オ) ノーマイカーデーやライトダウンの実施を推進します。(総務課、市民生活課)
■ノーマイカーデー
・平成29年度 市役所におけるノーマイカーデー「地球とあなたの健康デー」は、4月から11月の間、計15回実施しました。今後も取組みを継続しながら、家庭や企業での実施を推進します。

■ライトダウン
・平成29年度 6月28日と7月7日(クールアース・デー)に市本庁舎でライトダウンを実施しました。
- (カ) アイドリングストップなど、環境に配慮した運転を啓発します。(市民生活課)
・平成29年度 広報1回掲載
- (キ) 新エネルギーに関する国の補助制度の動向を注視し、制度の活用などについて、市民や事業者へ情報提供を行い、導入への意識啓発を行います。(企画政策課)
・平成29年度 家庭用地中熱設備や太陽光設備の導入にかかる補助金など、国・県の補助制度についてホームページを通じて情報提供を行いました。

- (ク) 市有施設への新エネルギー設備の導入を推進します。(企画政策課)
片貝総合センターに太陽光発電設備が設置され、小千谷小学校には太陽光及び風力発電を利用する街灯が設置されています。
- ・平成26年度 市庁舎駐輪場に太陽光発電設備設置
- (ケ) 雪氷熱利用など、雪を活かす研究への支援を行います。(企画政策課)
- エネルギー的活用
雪を利用して農産物や酒を貯蔵し、市場流通への安定供給と付加価値化に取り組んでいます。
- ・平成29年度末現在、雪室貯蔵施設スノーランド池ヶ原で、米、野菜、酒、コーヒー、リンゴなどの品目を保存及び熟成を目的に受託保管しています。

第4節 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく

1 環境情報の共有

(1) 現状と課題

当市では広報やホームページなどを通じて環境に関する情報を提供しています。今後の課題として、市民・事業者・市が環境情報などを交換するためのネットワークを築き、連携、協力して環境保全の取組を進めていく必要があります。

(2) 施策

(ア) 広報やホームページなどを用いて、環境情報を分かりやすく提供します。(市民生活課)

・平成29年度 広報36回掲載(環境・ごみに関する情報)

(イ) 市民・事業者などの環境保全活動について、情報収集と相互活用を推進します。(市民生活課)

・平成29年度末現在 環境保全に関わる市民団体(NPO法人)3団体

(ウ) ホームページを充実させ、市民・事業者・市が意見交換できる仕組みを検討します。(市民生活課)

・平成29年度 検討中

2 環境教育・環境学習の推進

(1) 現状と課題

市内の学校においては、小学校1、2年生が生活科の学習で、自然や動植物にふれ合う活動を通して身近な環境に親しむことの大切さを学んでいます。小学校3年生から中学校までの児童・生徒は、各教科や総合的な学習の中で自然や地域と積極的に関わる体験を通じ、自然愛護の意識を高め、環境保全の重要性を学んでいます。子どもの頃から環境教育を行うことは、情操を豊かにするだけでなく、環境保全や環境問題に関心をもつ人材を育成する面からも非常に大切です。

全市的に環境保全活動を広めていくためには、大人の環境意識の向上に向けた環境学習も重要です。

また、環境教育・環境学習を進めるためには、専門的知識を持った人材が求められており、リーダーとなって実践できる人材の育成が課題となっています。

(2) 施策

(ア) 学校ごとに環境教育全体計画の作成、見直しを図り、充実した環境教育を推進します。

(市立学校、学校教育課)

■小中学校毎の環境教育全体計画の作成

・平成29年度 市内小学校8校、中学校5校で「環境教育全体計画」策定済

■学校における環境教育

学校林や緑の少年団の活動、サンククリーン時水やクリーンスポット大原の見学などにより、ごみや環境について学習を行っています。また、学校周辺や地域のごみ拾い、資源物集団回収などを通して、ものを大切にする心や環境の大切さを学んでいます。

・平成29年度 環境学習等各校1回以上実施

環境保全活動(抜粋)

千田小学校 地域クリーン作戦

東小千谷中学校 リサイクル活動

千田中学校 スクールエコ活動(節電・節水)

その他、資源物回収、自然観察会、施設見学等を実施しています。

(イ) 社会教育事業を通じて、家庭や地域における環境教育・環境学習を推進します。

(生涯学習課)

■地域における環境教育・環境学習

地域においては、環境美化活動や資源物集団回収に取り組むとともに公民館事業として講座や研修に環境学習を取り入れ、自然観察会などを行っています。

- ・平成29年度 船岡公園あそびの日 4/22 開催
- 親子自然観察会（星空観察会） 5/20、8/1 開催
- 親子自然観察会（昆虫観察会） 7/22 開催
- ジュニアリーダー養成キャンプ 9/23～24 開催

(ウ) 環境保全活動に必要な機材などの提供や人材の派遣に努めます。

(生涯学習課、市民生活課)

- ・平成29年度 町内会や団体で行う地域の清掃活動にボランティア袋、汚泥袋を支給し、無料で回収しています。

(エ) 環境教育の場として身近な森林や水辺の保全に努めます。（建設課、農林課）

■自然とふれあう場の整備 ※P12 (2) 参照

(オ) 市民団体などと協力し、自然とふれあう自然観察会などを実施します。（生涯学習課）

■自然とのふれあいの推進 ※P12 (2) 参照

(カ) 環境教育ができる人材の育成に努めます。（生涯学習課、市民生活課）

- ・平成29年度 未実施

3 地域における環境活動とパートナーシップの推進

(1) 現状と課題

当市においては、昭和63年に始まった「ごみゼロ運動」による地域の清掃活動が定着しています。市では地域における環境活動の推進を図るため、各町内の衛生班長と連携し、各種環境保全活動に取り組んでいます。環境保全活動を行っている団体は、町内・PTA・事業所などがありますが、多様化する環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市がパートナーシップを築き、協働していく必要があります。

(2) 施策

(ア) 町内、PTAなど地域団体の環境保全活動を支援し、協働して取り組みます。（市民生活課）

- ・平成29年度 不用贈答品即売会(6/25 開催 小千谷市消費者協会)

(イ) 事業所における環境保全の取組について、支援に努めます。（市民生活課）

- ・平成29年度 未実施

(ウ) 「緑の少年団」「こどもエコクラブ」などの活動を支援します。（市民生活課、農林課）

■真人地区では、「真人緑の少年団」を結成し、募金活動や植樹、花壇の整備等を行いました。

■「こどもエコクラブ」は、現在1団体が活動を行なっています。

こどもエコクラブの状況										
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
団体数	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1
サポーター数	2	0	0	2	2	2	2	2	1	2
会員数	6	0	0	19	21	19	12	5	6	5

資料：市民生活課

(エ) 衛生班長と協力して地域における環境保全活動に取り組めます。

■ごみゼロ運動 ※P14(2)・(オ)参照

(オ) ホームページなどで環境情報を提供します。(市民生活課)

・平成29年度 ホームページ32回掲載

参考資料

1 取組指標について

指標名	基本数値 (H26)	現況値 (H29)	目標値 (H37)	担当課
基本方針1 豊かな自然を守り、育てていく				
施策の方向 (1) 森林の保全				
森林面積	6,501ha	6,479ha	現状維持	農林課
特用林産物年間生産高	337.1t	271t	340t	
天然林面積	3,870ha	3,862ha	現状維持	
森林の保全運動参加者数	229人	348人	300人	
森林に関する普及啓発回数	3回	0回	4回	
国土調査進捗率	24.8%	26.1%	28.0%	建設課
施策の方向 (2) 農地の保全・活用				
耕作放棄地	39.1ha	22.3ha	現状維持	農林課
経営耕地面積	2,549ha	2,824ha	現状維持	
減農薬・減化学肥料栽培面積 水田	1,518ha	788.0ha	1,800ha	
畑	12.3ha	0ha	13ha	
水田の区画整理(30a以上)整備率	58.5%	59.0%	64.0%	
新規就農者数(10年間の累計)	—	6人	15人	
認定農業者数	257人	321人	340人	観光交流課
市民農園数・区画数	1箇所 84区画	1箇所 84区画	1箇所 84区画	
農村交流公園箇所数・滞在型市民農園区画数	1箇所 30区画	1箇所 30区画	1箇所 30区画	
農地に関する普及啓発回数	2回	1回	2回	
施策の方向 (3) 水辺環境の保全				
多自然型水路の整備延長	2,509m	2,513m	2,600m	建設課
信濃川クリーン作戦の実施回数	1回	1回	1回	
施策の方向 (4) 水資源の保全				
水資源の有効利用に関する情報提供回数	2回	2回	2回	ガス水道局
市内一戸当たりの年間上水道使用量	249m ³	245m ³	H26年度値10%減	
水道管路更新率(年間)	0.15%	0.38%	0.22%	
油流出事故防止の啓発回数	2回	2回	4回	市民生活課
施策の方向 (5) 生態系の保全				
生き物調査回数	—	0回	2回	市民生活課 生涯学習課
外来種による生態系攪乱防止啓発回数	—	1回	2回	市民生活課
施策の方向 (6) 自然とのふれあいの推進				
自然とふれあう場の整備箇所数	9箇所	9箇所	10箇所	建設課 農林課 観光交流課
自然観察会等自然とふれあう活動の実施回数・参加者数	8回 151人	5回 66人	10回 200人	学校教育課 生涯学習課 市民生活課
遊歩道等の整備箇所数	11箇所	11箇所	12箇所	建設課 農林課 観光交流課

指標名	基本数値 (H26)	現況値 (H29)	目標値 (H37)	担当課	
基本方針2 快適な生活環境を維持し、循環型社会を目指していく					
施策の方向 (1) 暮らしやすく個性あるまちづくりの推進					
指定文化財件数(国・県・市) うち、天然記念物	47件 6件	47件 6件	50件 7件	生涯学習課	
登録有形文化財件数(建造物)	—	7件	7件		
郷土芸能の支援に関する補助団体数	1団体	1団体	2団体		
観光客数	1,039,684人	1,174,914人	1,100,000人	観光交流課	
「ごみゼロ」運動参加人数	10,571人	10,895人	12,000人	市民生活課	
都市公園数	14箇所	14箇所	15箇所	建設課	
農村公園数	3箇所	4箇所	4箇所	農林課	
児童公園数(市管理施設)	2箇所	2箇所	2箇所	社会福祉課	
一人当たり都市公園整備面積	16.2㎡/人	16.8㎡/人	18.3㎡/人	建設課	
街路樹設置総延長	2,439m	2,439m	現状維持		
除雪道路総延長(消雪パイプ、機械除雪)	255,149m	258,257m	256,000m		
克雪住宅補助件数	2,592件	2,696件	3,200件		
雪を活用したイベントの開催回数	10回	13回	12回	建設課 観光交流課 生涯学習課	
施策の方向 (2) 公害のないまちづくりの推進					
信濃川における水質(BOD)の環境基準達成率	100%	100%	100%	市民生活課	
市内主要7河川の信濃川環境基準(A類型:BOD 2.0mg/L)	85.7%	100%	100%		
騒音に関する環境基準達成率	83.3%	83.3%	100%	市民生活課 ガス水道局	
生活排水処理率	93.0%	94.0%	99%		
河川農薬検査結果	0/7	0/7	0/7	市民生活課	
典型7公害に関する苦情件数	16件	19件	10件		
広報等による環境に関する情報提供の回数	7回	10回	10回	観光交流課	
生活交通(バス・乗合タクシー)運行路線数	13路線	13路線	14路線		
公共下水道水洗化率	92.1%	94.1%	95.7%	ガス水道局	
農業集落排水水洗化率	96.9%	97.4%	97.9%		
合併処理浄化槽設置数	328基	341基	368基	市民生活課	
放射線に関する普及啓発回数	10回	3回	10回	危機管理課	
水道水等の放射能調査回数	月1回	12回	月1回	ガス水道局	
給食用食材の放射性物質検査回数	週1回	—	週1回	学校教育課 社会福祉課	
廃棄物処理施設の放射線測定回数	月1回	月1回	月1回	市民生活課	
取組の方針(3) 廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進					
ごみ減量やごみ処理に関する情報提供回数	9回	9回	10回	市民生活課	
ごみ減量に関する講座や処理場見学会等 実施回数・参加人数	19回・561人	17回・595人	20回・600人		
一人1日当たりのごみ排出量	1,048g	1,085g	900g		
内訳 家庭系	651g	649g	560g		
事業系	397g	436g	340g		
リサイクルプラザ不用品再利用率	93.5%	96.2%	100.0%		
資源物集団回収年間回収量	749t	643t	900t		
古紙年間回収量	676t	525t	800t		
古着など年間回収量	—	14.5t	5.2t		
生ごみ処理機器購入補助数(年間)	堆肥化容器 14台 電動処理機 3台	11台 2台	50台 30台		
グリーン製品調達率	47.6%	46.0%	85%		企画政策課
ごみリサイクル率	20.8%	19.7%	23%		市民生活課
環境パトロール実施回数	31回	35回	40回		

指標名	基本数値 (H26)	現況値 (H29)	目標値 (H37)	担当課	
基本方針3 地球環境保全を意識し、行動していく					
施策の方向 (1) 地球環境問題への対応					
市内一世帯当たりの年間電気使用量(電灯)	6,784kWh	データなし	H26年度値 5%減	市民生活課	
市内一件当たりの年間都市ガス使用量(家庭用)	604m ³	606m ³	H26年度値10%減	ガス水道局	
地球環境・エネルギーの有効利用に関する情報提供回数	3回	4回	5回	市民生活課	
公用車への低公害車・低燃費車導入台数	10台	24台	20台	総務課	
施策の方向 (2) 省エネルギーの促進と新エネルギー導入の推進					
市庁舎のエネルギー消費量	電気	367,745kWh	358,285kWh	平成26年度値 3%減	総務課
	ガス	36,723m ³	45,517m ³		
	ガソリン	22,327ℓ	23,129ℓ		
	軽油	15,518ℓ	14,651ℓ		
ノーマイカーデーの実施日数	16日	15日	16日		
ライトダウン実施回数	—	2回	2回		
道路照明LED化件数	—	33基	30基		建設課
防犯灯LED化補助件数(累計)	127基	624基	2,000基		市民生活課
市有施設への省エネ設備導入件数	2施設	2施設	4施設		建設課
市有施設への新エネルギー導入件数	3施設	3施設	6施設		企画政策課
省エネルギーに関する情報提供回数	1回	2回	3回		市民生活課
新エネルギーに関する情報提供回数	—	1回	2回		企画政策課
基本方針4 環境保全のための取組を支える基盤を整えていく					
施策の方向 (1) 環境情報の共有					
広報等による環境・ごみに関する情報提供の回数	13回	56回	15回	市民生活課	
施策の方向 (2) 環境教育・環境学習の推進					
市立学校における環境教育の全体計画作成率	100%	100%	100%	学校教育課	
市立学校における環境学習等実施回数	各校1回以上	各校1回以上	各校1回以上	学校教育課 市民生活課	
環境に関するイベントの開催回数	1回	2回	3回	市民生活課	
環境カウンセラー登録者数	—	0人	2人		
施策の方向 (3) 地域における環境保全活動とパートナーシップの推進					
環境保全に関する市民・事業者・市の協働の取組み件数	2件	2件	3件	市民生活課	
こどもエコクラブ数	1団体	1団体	3団体		

2 各種データ

(1) 市内主要7河川水質検査結果

■ pH

※pH：0～6（酸性）＜7（中性）＜8～14（アルカリ性）

項目	年度												
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
須川	7.3	7.2	6.9	7.4	7.0	7.5	7.4	7.1	7.2	7.3	7.5	7.6	7.4
米沢川	7.5	7.2	7.1	7.5	7.2	8.2	7.3	7.5	7.4	7.6	9.7	7.9	7.3
二ノ宮川	7.5	7.4	7.4	7.9	7.3	8.0	7.5	7.4	7.7	7.7	8.3	7.9	7.5
茶郷川	7.5	7.3	7.2	7.5	7.2	7.7	7.6	8.1	7.5	7.6	8.0	7.8	7.4
湯殿川	7.6	7.3	7.4	7.4	7.5	7.5	7.3	7.6	7.6	7.7	7.7	8.0	7.5
朝日川	7.7	7.7	7.7	8.1	7.7	8.2	8.1	8.0	7.7	8.1	9.0	8.6	7.7
表沢川	7.4	7.2	7.3	7.2	7.2	7.5	7.3	7.4	7.6	7.2	7.4	8.1	7.6

■ BOD

単位:mg/l

項目	年度												
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
須川	1.9	1.4	0.8	1.2	1.0	0.9	2.1	0.8	0.6	0.8	1.6	1.0	0.7
米沢川	2.5	1.0	1.1	1.4	1.3	1.3	2.0	0.8	0.9	1.1	4.6	0.9	1.8
二ノ宮川	2.5	1.2	1.0	1.2	1.0	0.9	2.7	0.7	0.9	1.5	1.8	1.1	1.5
茶郷川	4.9	1.1	1.0	2.4	1.4	1.2	1.7	1.2	0.8	1.4	1.9	1.4	1.2
湯殿川	1.5	1.1	0.9	1.2	1.7	1.1	1.8	0.6	0.6	0.9	1.0	0.5	0.9
朝日川	1.5	0.8	0.7	0.8	1.7	0.7	1.3	0.8	0.5	1.0	1.6	0.6	0.5
表沢川	6.4	5.5	2.1	5.0	5.4	4.8	4.3	1.8	1.7	6.9	6.7	3.6	1.8

■ DO

単位:mg/l

項目	年度												
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
須川	11.6	10.8	11.1	11.3	10.8	10.1	10.5	10.5	10.5	9.0	8.8	9.2	10.5
米沢川	10.6	11.3	10.9	11.0	10.6	10.7	10.4	10.2	10.9	9.0	11.8	9.3	10.5
二ノ宮川	10.6	10.7	11.0	12.3	10.5	10.4	11.0	10.2	10.8	8.9	8.6	8.4	10.3
茶郷川	10.5	10.7	10.9	11.3	10.9	10.0	10.8	11.5	11.2	8.8	8.8	9.0	10.3
湯殿川	10.7	10.5	10.9	10.9	10.7	10.2	10.3	10.3	10.4	9.0	8.4	8.6	10.3
朝日川	10.2	10.7	10.6	11.7	10.5	10.8	11.2	10.7	10.6	9.5	10.7	9.5	10.6
表沢川	9.9	10.6	10.6	10.4	10.4	9.8	9.5	10.2	10.2	9.0	7.8	8.9	10.4

■ SS

単位:mg/l

項目	年度												
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
須川	11.0	57.0	2.3	2.0	2.0	2.5	38.0	5.5	39.5	8.0	3.0	3.0	4.0
米沢川	69.0	12.7	5.0	6.7	14.0	14.0	87.5	6.0	21.5	11.0	15.0	8.0	20.0
二ノ宮川	110.0	29.7	6.3	5.0	45.7	19.5	123.5	12.5	29.0	7.0	46.0	14.0	19.5
茶郷川	70.0	31.0	11.0	4.7	57.0	5.0	28.0	14.5	33.5	4.0	4.0	11.0	128.5
湯殿川	19.0	180.0	13.3	10.7	16.7	33.5	26.5	16.0	20.5	17.0	12.0	10.0	46.5
朝日川	277.0	366.7	155.6	20.7	344.0	5.5	136.5	34.0	120.5	13.0	6.0	3.0	18.5
表沢川	11.0	25.7	10.6	6.0	19.0	10.0	28.5	3.0	14.0	15.0	4.0	9.0	12.0

■大腸菌群

単位:MPN/100ml

項目	年度							
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
須川	46,000	38,500	20,450	27,500	17,000	130,000	49,000	60,500
米沢川	58,950	35,000	40,700	41,150	79,000	4,900	94,000	30,000
二ノ宮川	73,500	230,000	55,500	71,500	33,000	130,000	33,000	31,500
茶郷川	79,500	190,000	23,000	35,500	130,000	79,000	33,000	28,000
湯殿川	41,950	104,500	30,000	134,000	33,000	22,000	49,000	13,200
朝日川	28,500	13,200	22,000	28,500	49,000	4,900	7,000	18,800
表沢川	403,500	410,000	362,000	48,000	170,000	130,000	49,000	66,000

(2) 高速道路騒音測定結果

単位:dB

測定地点	年度別測定値LAeq															
	H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20		H21	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
若葉2	56	56	56	53	55	51	51	51	54	49	55	51	51	48	55	49
桜町①	59	60	61	59	62	59	59	56	49	53	60	57	55	55	55	54
桜町③			58	56	57	56	56	57	45	46	57	55	53	50	52	51
池津	55	54	55	55	58	55	56	57	45	41	55	50	51	49	50	52
沼田	54	53	57	53	54	52	56	55	46	47	56	54	51	49	53	53
両新田	54	49	55	56	54	52	54	54	56	54	56	53	51	50	59	59
桜町②	55	55	58	54	57	56	57	56	62	53	57	54	50	49	55	54
谷内									56	54	56	57	56	54	61	55
高畑	55	56	57	53	56	55	56	55	55	52	53	52	50	48	53	51

単位:dB

測定地点	年度別測定値LAeq															
	H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
若葉2	53	46	55	55	55	54	58	53	58	52	57	58	54	55	55	52
桜町①上	59	58	58	61	56	53	64	59	59	55	59	58	58	55	58	55
桜町③上	54	52	56	54	51	49	56	52	57	53	57	55	58	60	59	57
池津	53	53	54	58	51	54	56	52	53	49	52	51	54	52	54	48
沼田	52	50	53	55	51	47	61	47	50	48	53	48	51	47	52	50
両新田	51	52	56	51	51	54	54	52	51	60	55	56	55	53	56	53
桜町②中	50	48	51	53	53	52	58	53	55	52	55	54	56	54	61	56
桜町④中			56	53	52	58	63	54	57	52	57	55	54	58	53	52
塩殿			57	59	53	52	62	55	53	50	61	63	56	55	57	57
谷内	49	49	52	56	52	50	56	51	62	55	55	55	57	56	57	56

■環境基準等

単位:dB

測定地点	区分	環境基準				要請限度		規制地域
		類型	LAeq		昼	夜		
			昼	夜				
若葉2	道路	B類型	65	60	75	70	第2種地域	
池津、沼田、谷内、両新田、桜町②、塩殿		B相当			—		未指定地域	
桜町①、桜町③、桜町④		C類型			75	70	第3種地域	

(3) 環境騒音測定結果

単位: dB

測定地点	年度別測定値L _{Aeq}											
	H18		H19		H20		H21		H22		H23	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
城内4	47.1	50.2	53	44	55	45	51	51	52	51	53	42
信濃町	62	46	58	45	52	44	58	43	57	50	53	46
元中子	50.8	42.6	51	45	61	44	55	45	45	45	45	45
城内2	45.9	42.9	52	46	52	46	52	49	52	49	52	44
桜町(下)	41.9	44.5	52	46	51	46	51	54	51	47	54	43
本町1	54.2	48.8	49	44	50	42	54	42	51	50	50	44
上ノ山2	64	58	63	57	62	54	64	52	60	51	60	52
栄町	66.8	57.8	67	60	67	58	66	58	66	57	65	57
千谷川4	51.6	41.3	68	63	59	52	57	54	55	52	53	51
若葉1	62.2	44	64	61	60	57	60	59	59	54	56	50
二之町	61.5	49.8	63	59	59	52	57	55	59	53	62	46
旭町	68	62.4	69	61	67	61	68	61	66	59	64	64

単位: dB

測定地点	年度別測定値L _{Aeq}											
	H24		H25		H26		H27		H28		H29	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
城内4	54	42	56	51	53	45	51	49	45	48	50	45
信濃町	53	50	57	51	56	47	57	47	44	38	55	46
元中子	52	46	56	51	54	47	55	46	46	38	52	44
城内2	48	42	48	42	50	42	58	52	44	46	54	51
桜町(下)	49	44	50	45	49	47	58	50	47	43	53	48
本町1	49	44	49	44	48	48	55	47	47	46	58	47
上ノ山2	65	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栄町	65	62	64	55	65	65	53	48	-	-	-	-
千谷川4	58	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
若葉1	63	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
二之町	64	55	64	53	63	55	53	48	-	-	-	-
旭町	68	61	69	67	64	56	60	53	-	-	-	-

■環境基準等

単位: dB

測定地点	区分	環境基準		要請限度 (dB)		規制地域	
		類型	L _{Aeq}		昼		夜
			昼	夜			
城内2、城内4、信濃町	一般	A類型	55	45	—	第2種地域	
元中子、千谷川2		B類型					
桜町(下)、本町1		C類型	60	50			第3種地域
上ノ山2、栄町、千谷川4、若葉1	道路	B類型	65	60	75	70	第2種地域
二之町、旭町		C類型					第3種地域

(4) 電波障害届出件数

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
届出件数	99	41	21	6	8	8	16	19	14	7	2	7

(5) 公害苦情処理件数

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
公害の 種類	大気	1					1	1				
	水質	3	6	4	1	19	5	4	7	3	5	10
	土壌									3		
	地盤沈下											
	騒音	5	2	3	1	5	1	3	2	2	4	1
	振動	1										
	悪臭	8	16	7	8	6	12	21	7	15	9	8
	野焼き			6	8	2	11	18	7	13	8	8
	その他			1		4	1	3		2	1	
小計	18	24	14	10	30	19	29	16	23	18	19	
その他	18	9	3	4	1							
合計	36	33	17	14	31	19	29	16	23	18	19	

※その他の苦情は、廃棄物に関する苦情、動物の苦情など

(6) 不法投棄物撤去状況

年度	テレビ (台)	エアコン (台)	洗濯機 (台)	冷蔵庫 (台)	タイヤ (本)	消火器 (本)	バッテリー (個)	パソコン (台)
H21	19		2	2	154	6	15	2
H22	29			4	184		2	
H23	28			4	221		3	
H24	16		3	1	49	1		
H25	21		2	5	43	1	5	
H26	10			2	27	2	5	
H27	10			1	29	5		
H28	7		1	2	28	2	3	
H29	5			2	31	8		

※主要な不法投棄物を記載

(7) し尿・浄化槽汚泥処理状況

単位：K0

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
生し尿	1,953	1,705	1,548	1,454	1,332	1,203	1,259	1,131	1,064
浄化槽汚泥	6,162	5,584	5,464	5,512	5,482	5,037	5,498	5,652	5,259
単独処理浄化槽	2,022	1,804	1,733	1,549	1,486	1,310	1,378	1,144	1,116
合併処理浄化槽	2,049	1,820	1,853	1,710	1,801	1,748	1,900	1,923	1,983
農業集落排水	2,091	1,960	1,878	2,253	2,195	1,979	2,220	2,585	2,160
合計	8,115	7,289	7,012	6,966	6,814	6,240	6,757	6,783	6,323

(8) ごみの排出量とリサイクル量の推移

単位：t

年 度		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
ごみ排出量	分別ごみ	燃やすごみ	13,772	13,792	13,054	15,044	13,981	13,441	12,326	12,251
		カン・ビン・ペット	819	792	783	812	795	732	687	597
		プラ製容器包装	956	980	941	850	888	829	787	770
		埋立ごみ	998	980	2,272	1,319	943	801	743	685
		粗大ごみ	88	121	168	305	239	161	175	154
		小計 (t)	16,633	16,665	17,218	18,330	16,846	15,964	14,718	14,457
	古紙回収量	0	28	73	170	168	192	805	673	
	資源物集団回収量	577	606	605	600	642	660	752	758	
	計 (t)	17,210	17,299	17,896	19,100	17,656	16,816	16,275	15,888	
	一人一日 (g)	1,130	1,138	1,184	1,286	1,199	1,151	1,116	1,100	
リサイクル量	分別ごみ資源化量	カン (スチール)	157	155	145	161	231	201	189	155
		カン(アルミ)	70	75	75	92				
		ビン	263	258	231	260	271	265	271	223
		ペットボトル	108	119	120	138	140	133	260	121
		プラ製容器包装	892	912	777	841	892	833	127	770
		その他鉄	402	349	409	512	383	272	787	276
		小計 (t)	1,892	1,868	1,757	2,004	1,917	1,704	1,634	1,545
	古紙回収量	0	28	73	170	168	192	805	673	
	資源物集団回収量	577	606	605	600	642	660	752	758	
	計 (t)	2,469	2,502	2,435	2,774	2,727	2,556	3,191	2,976	
リサイクル率 (%)	14.3	14.5	13.6	14.5	15.4	15.2	19.6	18.7		

単位：t、g

年 度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
ごみ排出量	分別ごみ	燃やすごみ	12,820	10,976	11,140	11,097	10,907	11,010	11,055	11,099
		カン・ビン・ペット	618	579	586	569	548	560	517	512
		プラ製容器包装	746	728	725	701	670	665	707	707
		埋立ごみ (汚泥含む)	1,088	639	703	743	680	692	638	647
		粗大ごみ	244	64	84	111	102	109	111	128
		小計 (t)	15,516	12,986	13,238	13,221	12,907	13,036	13,028	13,093
	古紙回収量	738	749	772	753	676	656	585	525	
	資源物集団回収量	791	815	812	767	750	725	711	643	
	計 (t)	17,045	14,550	14,822	14,741	14,333	14,417	14,324	14,261	
	一人一日 (g)	1,187	1,034	1,060	1,067	1,048	1,069	1,077	1,085	
リサイクル量	分別ごみ資源化量	カン (スチール)	514	300	316	329	315	283	278	275
		カン(アルミ)								
		その他鉄								
		ビン	216	226	231	232	222	206	188	192
		ペットボトル	114	108	117	112	108	103	109	109
		プラ製容器包装	736	718	701	658	610	677	685	686
		その他	392	232	260	317	297	290	282	384
	小計 (t)	1,972	1,584	1,625	1,648	1,552	1,559	1,542	1,646	
	古紙回収量	738	749	772	753	676	656	585	525	
	資源物集団回収量	791	815	812	767	749	725	711	643	
計 (t)	3,501	3,148	3,209	3,168	2,977	2,940	2,838	2,814		
リサイクル率 (%)	20.5	21.6	21.7	21.5	20.8	20.4	19.8	19.7		

(9) 資源物集団回収量

単位：kg

年度	新聞紙	雑誌 チラシ	ダンボール	牛乳パック	古紙類計	繊維類	アルミ	スチール	金属類 計	発泡スチ ロール類	収集量 合計
H14	305,067	176,187	82,718	416	564,388	620	3,249	8,812	12,061	86	577,155
H15	293,780	206,380	92,300	410	592,870	0	3,172	9,457	12,629	55	605,554
H16	272,570	226,200	94,410	545	593,725	0	2,694	7,889	10,583	25	604,333
H17	265,340	220,120	101,700	400	587,560	0	2,862	9,303	12,165	0	599,725
H18	284,270	241,180	103,520	400	629,370	0	3,986	8,590	12,576	0	641,946
H19	288,360	262,740	98,680	436	650,216	0	4,503	5,100	9,603	0	659,819
H20	291,270	322,100	128,240	690	742,300	0	4,170	5,037	9,207	0	751,507
H21	268,980	349,210	130,840	871	749,901	0	4,324	3,760	8,084	150	758,135
H22	269,720	372,080	141,420	835	784,055	0	4,291	3,069	7,360	0	791,415
H23	260,450	394,710	152,270	721	808,151	0	4,447	3,012	7,459	0	815,610
H24	276,730	384,290	142,320	970	804,310	0	4,728	3,213	7,941	0	812,251
H25	259,430	370,740	128,840	1,253	760,263	0	3,891	2,875	6,766	0	767,829
H26	249,740	363,110	128,450	1,260	742,560	0	4,289	2,504	6,793	0	749,353
H27	287,560	355,850	125,250	1,408	720,068	0	3,420	2,045	5,465	0	725,533
H28	233,000	344,720	126,170	1,406	705,296	0	4,167	1,931	6,098	0	711,394
H29	212,740	309,690	115,640	882	638,952	0	3,241	1,340	4,581	0	643,533

(10) 古紙回収量

単位：kg

	古紙分別収集							
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
新聞紙	194,190	192,870	199,340	195,470	176,135	176,040	151,410	139,340
雑誌・チラシ類	394,470	408,310	420,550	411,320	363,855	347,760	304,670	267,960
ダンボール	149,710	147,360	152,320	146,520	136,105	132,290	128,610	117,660
合計	738,370	748,540	772,210	753,310	676,095	656,090	584,690	524,960

【分別収集内訳】

単位：kg

		西小千谷 山辺	片貝 五辺 高梨	城川	東小千谷B 浦柄 東山	千田 吉谷	東小千谷A 川井 岩沢 真人	合計
H28	新聞紙	36,080	22,760	32,430	23,720	17,650	18,770	151,410
	雑誌・チラシ類	70,530	46,930	68,450	44,470	40,890	33,400	304,670
	ダンボール	31,900	17,690	28,440	21,380	16,410	12,810	128,610
	合計	138,510	87,380	129,320	89,570	74,950	64,980	584,690
H29	新聞紙	35,230	21,320	29,480	20,800	15,620	16,800	139,340
	雑誌・チラシ類	67,170	39,930	58,300	38,690	36,180	27,690	267,960
	ダンボール	30,250	17,060	25,340	19,010	14,410	11,590	117,660
	合計	132,650	78,310	113,120	78,500	66,210	56,080	524,960

※東小千谷A：木津町、木津団地、津山町

※東小千谷B：蔞生、東栄、元中子、信濃町、山寺、旭町、横渡

3 環境基準

■大気汚染

汚染物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ1時間値が0.1ppm以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下
PM2.5	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下

※トリクロロエチレンについてはH30.3.31の環境基準

■公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

【生活環境の保全に関する環境基準：河川】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	—

備考1：pH⇒水素イオン濃度、BOD⇒生物化学的酸素要求量、SS⇒浮遊物質量、DO⇒溶存酸素量
 2：基準値は、日間平均値とする。
 3：農業用利水点については、pH6.0以上7.5以下、DO5mg/ℓ以上とする。

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

【人の健康の保護に関する環境基準：河川】

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
ヒ素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン(農薬)	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム(農薬)	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン(農薬)	0.003mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ(農薬)	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下		

備考1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性イオン濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

■地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
ヒ素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下		
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下		

備考1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2：「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオン濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

■騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値		備考
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	時間の区分は、昼間を午前6時～午後10時までの間とし、夜間を午後10時～翌日の午前6時までの間とする。
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

- (注) 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間 : 70デシベル以下	夜間 : 65デシベル以下
備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	
2 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4車線以上の車線を有する区間に限る）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則第7条第1項に規定する自動車専用道路をいう。	

■自動車騒音に係る要請限度（要請限度）

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する地域	65デシベル	55デシベル
a区域及びb区域のうち2車線を有する道路に面する地域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル
備考1 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。 a区域 専ら住居の用に供される区域 b区域 主として住居の用に供される区域 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 2 時間の区分は、昼間を午前6時～午後10時までの間とし、夜間を午後10時～翌日の午前6時までの間とする。		

■ダイオキシン類

項目	環境基準	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	年間平均値
水質	1pg-TEQ/l以下	年間平均値
水底底質	150pg-TEQ/g以下	年間平均値
土壌	1000pg-TEQ/g以下	環境基準が達成されている場合であっても、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合などは、必要な調査を実施

平成29年度 小千谷市の環境

平成31年2月

編集 小千谷市市民生活課

〒947-8501 小千谷市城内2丁目7番5号
TEL 0258-83-3509
FAX 0258-82-8664
e-mail shimin@city.ojiya.niigata.jp
